

平成19年度みなぎる輸出活力誘発委託事業

(花きの輸出促進)

日本産花き輸出マニュアル



平成20年3月

農林水産省生産局園芸課花き産業振興室

(委託先：財団法人日本花普及センター)

はじめに

本マニュアルは、財団法人日本花普及センターが農林水産省生産局園芸課花き産業振興室の平成19年度みなぎる輸出活力誘発委託事業（花きの輸出促進）の委託を受け、これまでの花き輸出事例や各種調査結果を収集・整理して、初めて花きの輸出に取り組む産地や生産者等にもわかりやすい基礎的な手引書となるようなものとして、日本産花きを輸出する場合の具体的な植物検疫・通関手続等の作業手順等を明らかにしたもので、輸出に意欲的な者が広く活用されることを期待している。

なお、本マニュアルに掲載されている情報は、平成20年3月時点で収集した情報であり、今後、元となるデータ、規則、URL等が更新又は変更されることがあるので、実際の輸出業務に当たっては、最新の情報の確認をお勧めする。

日本産花き輸出マニュアル

I. 花き輸出の概要	1
II. 輸入制限・禁止品目等	
1. 輸入制限・禁止品目の概要	2
2. ワシントン条約（CITES：サイテス）	
（1）ワシントン条約とは	2
（2）ワシントン条約に該当する花きについて	3
（3）ワシントン条約に該当する花きの輸出申請方法について	
① 申請書類一覧	6
② 手続きフロー図	7
③ 申請様式記入例	
（記入例）① 輸送承認申請書	8
（記入例）② 申請理由書	9
（記入例）④ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の 国際取引に基づく日本国輸出証明書	10
（記入例）⑤ 輸出許可申請説明書	11
（記入例）⑧ 輸送手段説明書	12
（記入例）⑨ 誓約書	13
（記入例）⑩ 写真	14
④ 申請窓口一覧	15
3. 植物等輸出検査について	
（1）植物等輸出検査の概要	16
（諸外国に植物を輸出する場合の検疫条件一覧（早見表）：貨物編）	17
（2）植物等輸出検査の手順	19
（植物等検疫 輸出検査のながれ）	20
（3）事例：盆栽に関する植物輸出検査について	
1. 盆栽に関する諸倍国の植物検疫要求の概要	21
2. EU諸国向け盆栽・庭木の栽培地検査において特に注意すべき事項	23
《栽培地検査が必要な品目の輸出検査の手続き》	26
《例：EU向け盆栽・庭木類の土蔵検診（線虫検診）について》	27
（記入例：盆栽）栽培地検査申請書	28
（記入例：盆栽）ほ場所在地付近の略図及びほじょうの見取り図 消毒実施記録	29
（記入例：切り花）植物等輸出検査申請書	30
（3）全国の植物防疫所一覧	31

III. 関税について

- 1. 関税についての基礎知識 3 8
- 2. 関税率の検索方法 4 0
 - (表：日本におけるHSコード分類) 4 4
- 3. 経済連携協定 (EPA) に批准した税率について
 - (1) 経済連携協定 (EPA) の概要 4 5
 - (2) 特定原産地証明書の申請方法 (タイの場合) 4 5
 - (3) 経済連携協定 (EPA) の発効時の注意点について 4 7
 - (EPAの輸出全般に関するお問い合わせ先) 4 8

IV. 輸出実践情報

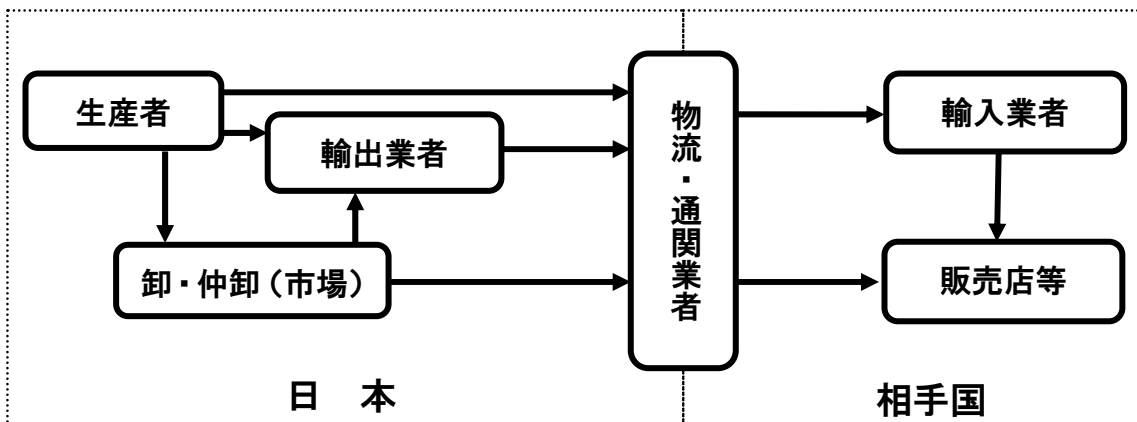
- 1. 輸出フロー 4 9
- 2. 輸出に係る業務内容 4 9
- 3. 出入港地情報 5 3
- 4. 輸送環境についての基礎知識 5 6
- 5. フライトの選び方 6 1
- 6. 決済について (現金決済、L/C) 6 2
- 7. その他 (切り花：梱包方法、植木：前処理・積み込み作業) 6 4
- 8. 輸出手続き 6 7
 - (1) 必要手続き・書類一覧 6 7
 - (資料：中国向け非木材梱包声明書の記入例) 6 8
 - (2) インボイスの書き方 6 9
 - (資料：インボイス記入例) 7 0
 - (資料：パッキングリスト記入例) 7 1
 - (3) 料金算出方法 7 2
- 9. 貿易における用語集 (入門編・50音順) 7 3
- 参考：情報収集に役立つウェブサイト 7 6

【本マニュアル使用上の注意】

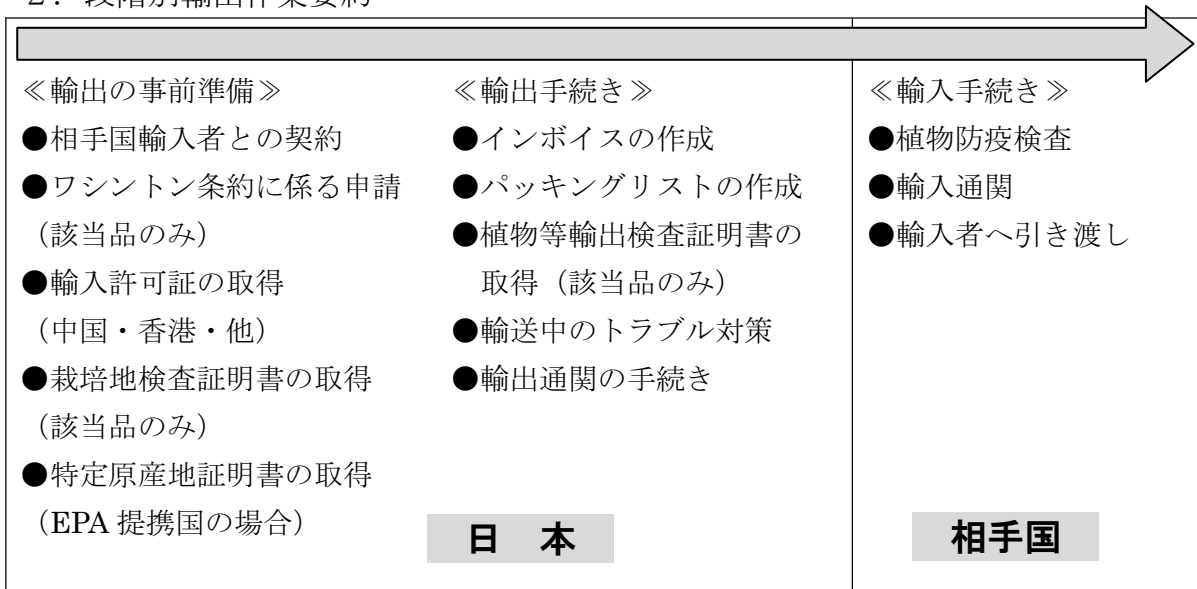
本マニュアルは、平成20年3月までに収集した情報をもとに制作しています。参照されるデータ、図表、様式、数値、URL等は、随時、法律や規則等などの変更等により改訂されることもあります、利用に当たっては、常に最新データをご参照ください。

I. 花き輸出の概要

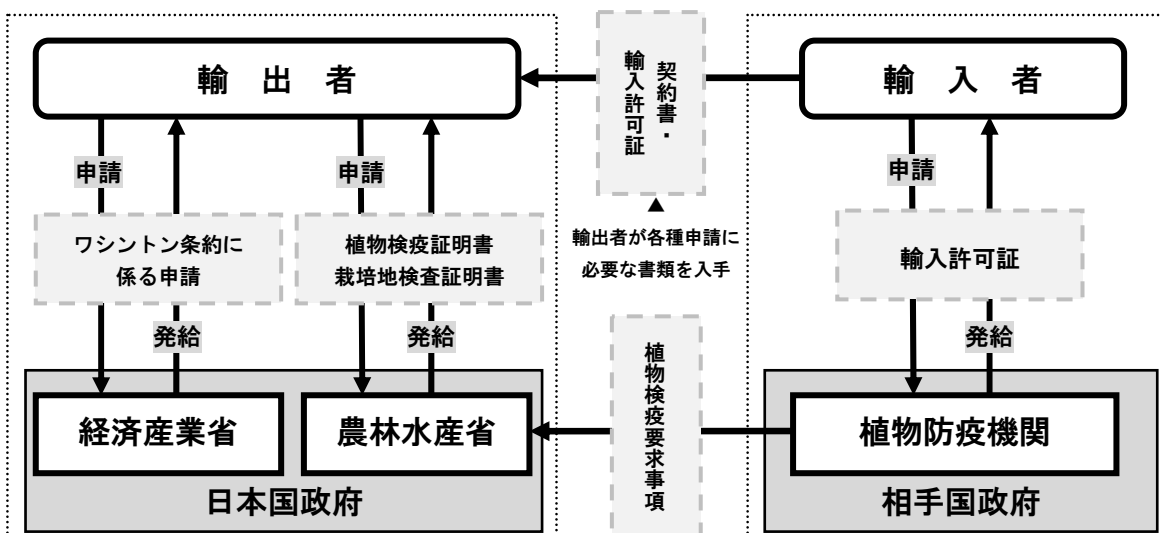
1. 輸出における物品の流れ



2. 段階別輸出作業要約



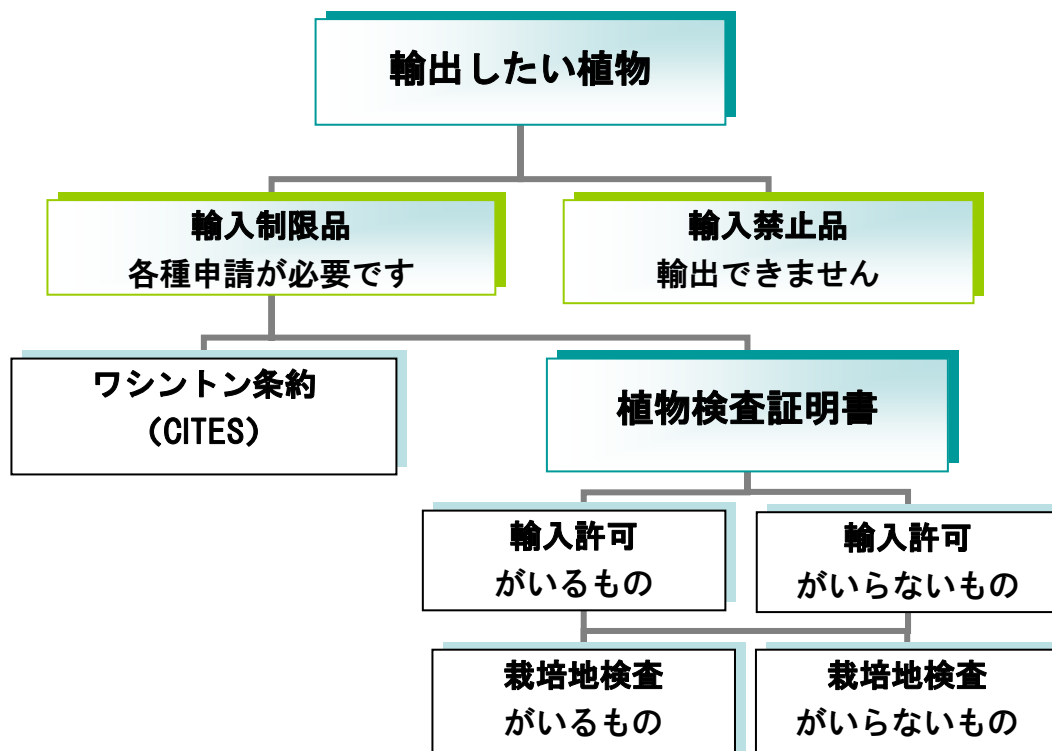
3. 手続きと申請の関係



II. 輸入制限・禁止品目等

1. 輸入制限・禁止品目の概要

植物を輸出する際には、まず輸出する相手国の植物の輸入に関する様々な取り決め事項を確認しなければなりません。相手国が輸入を禁止している「輸入禁止品」であると、輸出はできません。また、輸入禁止品でなくても輸入に際し様々な制限が設けられていることもあります。輸出を行う際には、どのような検査が必要かという確認と、該当する品目であれば所管機関等への申請を行い、検査を受け証明書等を発給してもらう必要があります。



2. ワシントン条約 (CITES : サイテス)

(1) ワシントン条約とは

ワシントン条約（「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」）（CITES（サイテス）：Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora）は、野生動植物の国際取引の規制を輸出国と輸入国とが協力して実施することにより、採取・捕獲を抑制して絶滅のおそれのある野生動植物の保護を図ることを目的とする条約です。

野生動植物の種の絶滅のおそれの程度に応じて同条約附属書に掲載し、国際取引の規制が行われます。この附属書に記載されている品目については、同条約に基づく輸出許可証を取得しなければ輸出ができません。

また、該当品のなかでも絶滅の危険性の程度等により「附属書Ⅰ」、「附属書Ⅱ」、「附属書Ⅲ」に分けられて記載されており、商業用として認められるのは「附属書

Ⅱ」に記載された品目です。「付属書Ⅰ」は、野生のものについては、学術研究目的（植物園等における共同保全計画等）以外の輸出は認められませんが、人工栽培されたものに限り、例外的に商業目的での輸出が認められる場合（パフィオデンドロム等）があります。「付属書Ⅲ」は、ネパールのグネムツ科グネムツ類グネトウム・モンタヌムなど、特定の国の特定品目についての取り決めですので、輸出に関して該当する品目は、この中にはありません。

なお、このワシントン条約に関する申請手続き等は、経済産業省の所管になります。

	付属書に掲げる基準	規制の内容
付属書Ⅰ	絶滅のおそれのある種で取引による影響を受けており又は受けることがあるもの	○学術研究目的での取引は可能 （輸入国発行する輸入許可書が必要） ○一部を除き、商業目的での取引は禁止 ○輸出国管理当局が発行する輸出許可書等が必要
付属書Ⅱ	現在は必ずしも絶滅のおそれはないが、取引を規制しなければ絶滅のおそれのある種となり得るもの	○商業目的での取引は可能 ○輸出国管理当局が発行する輸出許可書等が必要
付属書Ⅲ	締約国が自国内の保護のため、他の締約国の協力を必要とするもの	○商業目的での取引は可能 ○輸出国管理当局が発行する輸出許可書又は原産地証明書等が必要

（2）ワシントン条約に該当する花きについて

ワシントン条約によって保護対象となっている品目として、花きの場合はソテツ科、イチイ科、ナンヨウスギ科、ラン科、シクラメン属全種などが挙げられ、これらを輸出しようとする場合には、決められた申請を経済産業省に行い、輸出の許可を得なければなりません。なお、該当品でもイチイ類キャラボクのように、人工繁殖したものはこの CITES の申請が不要となる旨の注記が付帯しているものもあります。この場合は、CITES の変わりに、それが人工繁殖されたことを証明するための文章の提示を輸出通関時に求められます。

該当品目を検索するには、経済産業省のホームページ（<http://www.meti.go.jp/>）から検索ができます。内容が随時改訂されていますので、常に新しい情報を参照しましょう。なお、該当品目を検索する際には、植物の学名についての知識が必要となりますので、必要な品目については、花図鑑などで事前に調べておきましょう。

CITES 該当品目 (抜粋：該当品の一部です)

該当品	付属書 I	付属書 II
ソテツ科	<i>Cycas beddomei</i> チャボソテツ (キュカス・ベドメイ)	CYCADACEAE spp. #1 ソテツ科全種 (付属書 I に掲げる種を除く。)
イチイ科 ヒラヤマイチイ	なし	<p><i>Taxus chinensis</i> #2 チュウゴクイチイ (タクス・シネンシス) 及びこの種内に分類されるもの [Chinese Yew]</p> <p><i>Taxus cuspidata</i> (注：以下参照)#2 イチイ (タクス・クスピダータ) 及びこの種内に分類されるもの [Japanese Yew]</p> <p><i>Taxus fuana</i> #2 (タクス・フアナ) 及びこの種内に分類されるもの</p> <p><i>Taxus sumatrana</i> #2 タクス・スマトラーナ及びこの種内に分類されるもの [Chinese Yew]</p> <p><i>Taxus wallichiana</i> #2 インドイチイ ヒマラヤイチイ [Himalayan Yew]</p> <p>注：鉢又は小さな容器に入った生きているタクス・クスピダータの人工的に繁殖させた交配種及び栽培変種であって、送り荷ごとに分類名が明示されたラベル又は文書及び繁殖されたことを証する書類が添付されたものは、この条約の適用を受けない。</p>
ラン科	<p>(付属書 I に掲げる次のすべての種は、試験管中で固体又は液体の培地によって作成された実生又は組織培養体であって無菌の容器で輸送されたものは、この条約の適用を受けない。)</p> <p><i>Aerangis ellisii</i> (アエランギス・エルリスイイ)</p> <p><i>Dendrobium cruentum</i> (デンドロビウム・クルエントウム)</p> <p><i>Laelia jongheana</i> (ライリア・ヨンゲアナ)</p> <p><i>Laelia lobata</i> (ライリア・ロバタ)</p> <p><i>Paphiopedilum</i> spp. パフィオペディルム属全種 [Asian slipper orchids, Slipper orchids]</p> <p><i>Peristeria elata</i> (ペリステリア・エラタ) [Holy Ghost orchid; Dove orchid]</p> <p><i>Phragmipedium</i> spp. フラグミペディウム属全種 [Slipper orchids, South American slipper orchids]</p> <p><i>Renanthera imschootiana</i> (レナンテラ・インスコオティアナ) [Red vanda orchid]</p>	<p>ORCHIDACEAE spp. (注：以下参照) #1 ラン科全種 [Orchids] (付属書 I に掲げる種を除く。)</p> <p>注：シンビディウム、デンドロビウム、ファライノプシス及びヴァンダ属の交配種を人工的に繁殖させた標本は、次の(a)及び(b)に掲げる条件を満たす場合には、この条約の規定の適用を受けない。</p> <p>(a) 標本が人工的に繁殖させたものであることが容易に認識し得ること並びに採取、同一の分類群及び船積み内での異なった大きさや形状、通常でない成長、異なった大きさ及び形状から物理的損傷、藻類又は他の葉上着生植物の器官の葉への付着若しくは昆虫又はその他の有害生物による損傷のような自然起源のものであること</p> <p>(b)</p> <p>i) 花が咲いていない状態で船積みされる場合は、標本は、20以上の同一の交配種の植物が入っている個々の容器 (例えば、厚紙製の箱、箱、クレート又は区分けされた CC コンテナ) から成る貨物で取引されなければならないこと。容器内の植物が、高度の均一性及び健全性を示さなければならないこと。送り状のような交配種の植物の数を明示した文書が貨物に添付されなければならないこと。</p> <p>ii) 花が咲いている状態 (標本ごとに完全に開いた花が少なくとも一つ以上あること) で取引される場合は、貨物ごとの標本の最小限の数は要件とはされないが、標本は商業的小売のために専門的に処理 (例えば、交配種の名前及び最終的に処理された国名を明記した印刷されたラベル又は、印刷された包装材料で梱包) されていること。右は明確に目に見え、容易に検証できるものでなければならない。このような免除の条件に明確に該当しない植物は、この条約に定める適当な文書が添付されていないと見なされる。</p>

該当品	付属書 I	付属書 II
シクラメン属全種	なし	<p><i>Cyclamen</i> spp. (注：以下参照)#1 シクラメン属全種 [Cyclamen]</p> <p>注： <i>Cyclamen persicum</i>(キクラメン・ペルシウム)の栽培変種の人工的に繁殖させた標本は、休眠中の塊茎として取引される標本を除くほか、この条約の適用を受けない。</p>
<p>#1 次のものを除くすべての個体の部分及び派生物</p> <p>(a) 種子、孢子及び花粉（花粉塊を含む。）</p> <p>(b) 試験管中で固体又は液体の培地によって作成された実生又は組織培養体であって無菌の容器で輸送されたもの</p> <p>(c) 人工的に繁殖させた植物の切花</p> <p>(d) 人工的に繁殖させたヴァニル属の果実並びにその部分及び派生物。</p> <p>#2 次のものを除くすべての固体の部分及び派生物</p> <p>(a) 種子及び花粉</p> <p>(b) 包装された小売り取引用に準備された完成品</p>		

※このほかに、サボテン科全種、アロエ属全種等も該当します。

※ここに紹介しています品目は、リストの一部です。全リストは、以下の HP をご参照ください。

※これらは改正されることもありますので、最新情報をご参照ください。

ワシントン条約に関する情報は、こちらから閲覧できます

経済産業省ホームページ <http://www.meti.go.jp/>

ワシントン条約事務局のホームページ <http://www.cites.org/>

【ワシントン条約 (CITES) に関するウェブサイト (経済産業省ホームページより)】
http://www.meti.go.jp/policy/boekikanri/pages/cites/cites_top_page.htm

ワシントン条約 (CITES)

Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora
(絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約)

自然のかけがえのない一部をなす野生動植物の一定の種が過度に国際取引に利用されることのないようこれらの種を保護することも目的とした条約です。

- ワシントン条約について
 - 設立の経緯及び概要
 - ワシントン条約について
 - ワシントン条約全文
- 規制対象動植物
 - ワシントン条約附属書(総則)
 - ワシントン条約附属書(動物界) ← 該当品リスト検索はこちら
 - ワシントン条約附属書(植物界)
- お知らせ
 - *国毎のワシントン条約に基づく輸出品目表の取扱いについて
 - 附属書Ⅰ改正情報(平成19年8月13日)
 - 附属書Ⅰ改正情報(平成19年6月3日)
 - 附属書Ⅰ改正情報(平成19年5月4日)
 - インターネットオークションで買付から購入する商品について
 - 条約加盟国追加情報
 - ネットオークション(附属書Ⅰ種動物を使った製品(みやげ品)の輸入について
 - インターネットオークションで買付から「ワシントン条約附属書Ⅰ種動物(ワニ、カワウソ、動物標本、植物標本)の他の動物(ワニ)の肉」の輸入について
 - 海外で購入して日本へ持ち帰る おみやげ品(輸入品)について
- 掲載種の輸出について
 - 輸出申請について・申請窓口
 - 輸出手続きフロー図
 - 提出書類一覧 ← 申請書ダウンロードはこちら
- 掲載種の輸入について
 - 輸入承認申請手続きについて
 - 事前確認申請手続きについて
 - 輸入手続きフロー図
 - 提出書類一覧
- 関連リンク
 - ワシントン条約事務局
 - 関係省庁等

最新情報はここを確認

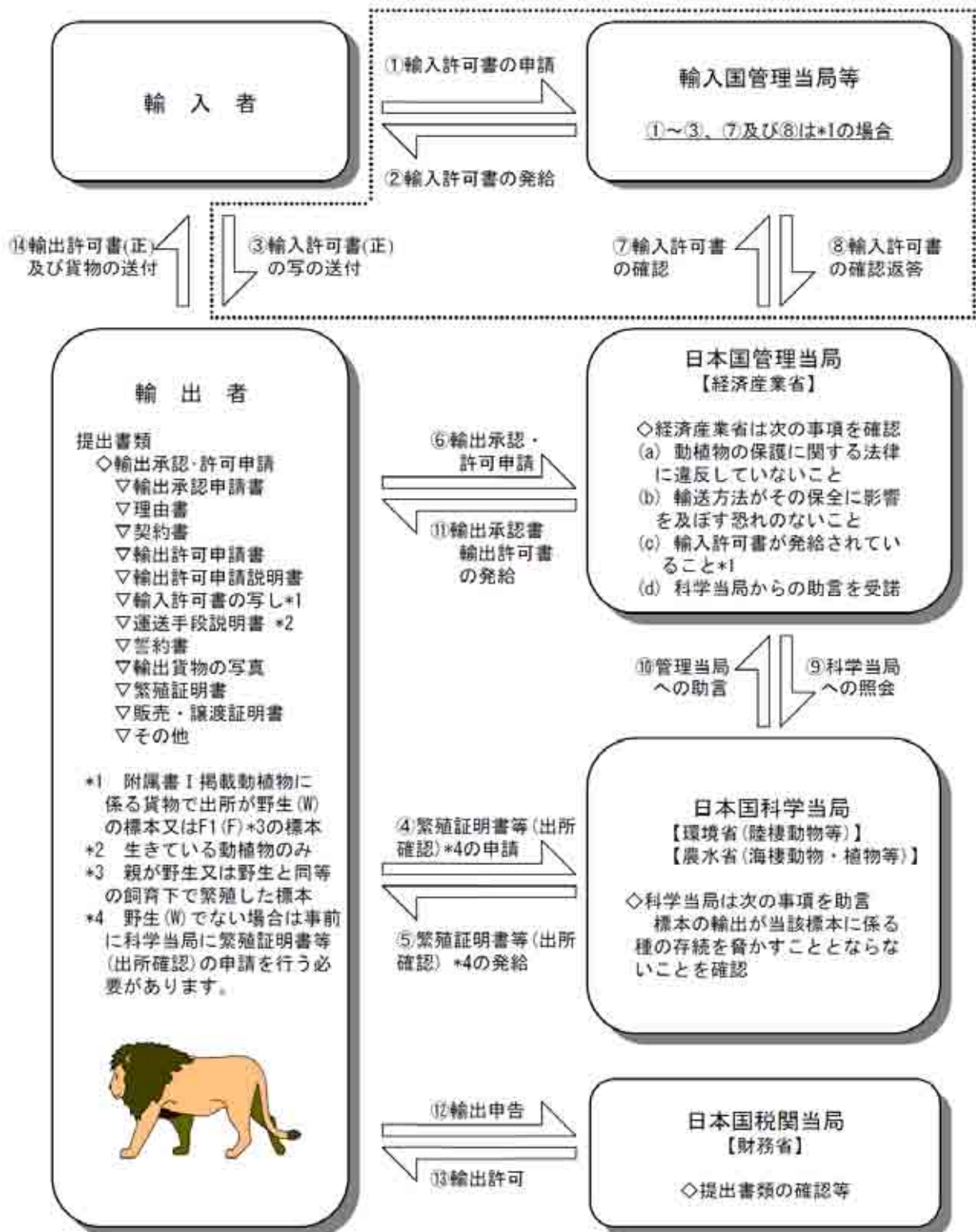
(3) ワシントン条約に該当する花きの輸出申請方法について

① 申請書類一覧

	書類名	記入例	提出数
①	輸出承認申請書	⇒P8	原本2通
②	申請理由書	⇒P9	原本1通
③	輸出契約書 【取引内容を確認することができる書類をもって契約書に代えることができる。ここではプロフォーマーインボイス(売買契約前の契約書)やインボイス(請求書)で、輸入者(相手国バイヤー)のサインが入ったものの写しでよい】	⇒P70	写し1通
④	絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約に基づく日本国輸出許可書 【CITES の本体となります。用紙は、政府刊行物サービス・センターや防疫協会等で購入します】	⇒P10	原本3通 (指定用紙を購入)
⑤	輸出許可申請説明書	⇒P11	原本2通
⑥	輸入国のワシントン条約に係る管理当局が発行した輸入許可書(附属書 I の野生、F1世代又は野生と同等の飼育下で繁殖された動植物の標本の場合のみ必要) 【付属書 I に該当する品目にのみ必要となります】		写し2通
⑦	飼育により繁殖させた動物又は人工的に繁殖させた植物にあつては、関係省が発行したその旨を証明する書類(繁殖証明書等) 【通常は不要になります】		原本及び写し1通
⑧	生きている動物にあつては、運送手段説明書 【ここでは箱のサイズ、形状も記載する】	⇒P12	原本2通
⑨	我が国の動植物の保護に関する法律に違反して捕獲又は採取したものでない旨の誓約書	⇒P13	原本2通
⑩	個体(生死の別を問わない)又は個体の部分である場合には、これを記録した写真(A4紙に貼付) 【ここでは栽培地の写真と植物の全身写真が必要】	⇒14	2枚
⑪	販売又は譲渡された貨物にあつては、販売証明書又は譲渡証明書 【通常は不要】		原本及び写し1通
⑫	その他必要であるとして提出を求められた書類等(学術研究目的の場合は、研究内容を記した書類等) 【通常は不要】		指示された通数

② 手続きのフロー図

ワシントン条約附属書 I 及び II 掲載動植物に係る貨物の輸出
(輸出制度：輸出承認・輸出許可)



出所：経済産業省 HP「ワシントン条約 (CITES)」
(http://www.meti.go.jp/policy/boekikanri/pages/cites/cites_top_page.htm)

③申請書類記入例（航空便の場合）

記入例 ①輸送承認申請書

別表第一の二

根拠法規	輸出貿易管理規則第1条第1項第2号
主務官庁	経済産業省

輸 出 承 認 申 請 書

経済産業大臣又は _____ 税関長殿

※承認番号	
※有効期限	

申 請 者

記名押印 日本花普及株式会社
又は署名 代表取締役 日本花男



申請年月日 平成 20 年 3 月 11 日

住 所 東京都中央区東日本橋3-6-17

電話番号 03-3664-8739

次の輸出の承認を輸出貿易管理令第2条第1項第1号の規定により申請します。

取引の明細

- (1) 買主名 ○○○○ Orchid Inc. 住 所 ○○○○○○○○ Los Angeles USA
- (2) 荷受人 買主に同じ 住 所 買主に同じ
- (3) 仕向地 United States of America 経 由 地 Direct
- (4) 商品内容明細

商 品 名	型及び等級	輸出貿易管理令		単 位	数 量	価 額	
		別表第2 貨物番号				単 価	総 額
ORCHIDACEAE (<i>Cymbidium Hybrid</i>) (II)		36	PLANT		*10*	UD\$ 30	FOB TOKYO UD\$ 300
					計 *10*		計 UD\$ 300

(ただし、数量及び総額が XXX %増加することがある。)

※承認又は不承認

この輸出承認申請は、} 外国為替及び外国貿易法第67条第1項
輸出貿易管理令第2条第1項第1号（及び第 号）
輸出貿易管理令第8条第2項 } の規定により

承認	する。
承認	しない。
次の条件を付して	承認する。

条件

経済産業大臣又は税関長の記名押印

日 付 _____

資 格 _____

記名押印 _____

記入例 ②申請理由書

平成 20 年 3 月 11 日

経 済 産 業 大 臣 殿

住所 東京都中央区東日本橋 3-6-17

電話 03-3664-8739

FAX 03-3664-8743

氏名 日本花普及株式会社

代表取締役 日本花男



申 請 理 由 書

今般、弊社は下記の通り輸出契約を締結いたしました。該当貨物につきましては、輸出貿易管理令別表2の36項に該当しますので、輸出承認申請書を提出いたします。

今般申請いたします品目、**Cymbidium Hybrid** は、すでに数多くの海外への輸出事例がある品目であります。今般輸出を計画しております植物は、営利生産者向けに増殖販売されている市販のメリクロン由来苗を山梨県の農園において3年にわたり営利栽培されたものであり、ここに輸出承認の申請を行うものであります。

記

品 名 : Cymbidium Hybrid (シンビジウム)

英 名 : Cymbidium

学術名 : Cymbidium spp.

数 量 : 10 本

仕向先名称 : ○○○○ Orchid Inc.

住 所 : ○○○○○○○○ Los Angeles,

United States of America

以上

記入例 ④絶滅のおそれのある野生動植物の種の
国際取引に基づく日本国輸出許可証

別紙様式(1)

絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約に基づく日本国輸出許可申請書
Export Permit; Government of Japan
Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora

* 輸出許可書番号 (Export Permit No.) _____ * 有効期限(日付) (Valid Until) _____
 氏名又は名称 (This permit is issued to) Hanao Nihon, President
Japan Flower Promotion Co., Ltd.
 住所 (Address) 3-6-17, Higashinohonbashi, Chuo-ku, Tokyo 103-0004 JAPAN

この許可書は、次の者が行う次のものの輸出について発給する。この許可書の発給を受けた者は、この条約を了知していることを宣言する。

Who declares that he is aware of the provisions of the Convention, for the purpose of the following export

附属書 I)、附属書 II)、に掲げる種の学名及び俗名 Species listed in Appendix I Appendix II of the Convention (scientific and common name)	標本 Specimens) 部分 Part(s) 派生物 Derivative(s) (産品の種類) (indicate the の区分 type of product)	性別 Sex 及び大きさ Size	数量 Quantity	金額 Value
ORCHIDACEAE (Cymbidium Hybrid) (II)	Live Plants (A)		* 10 plants*	FOB Tokyo USD 300
			Total * 10 plants*	Total USD 300

飼育により繁殖された場所又は栽培された場所 (bred in captivity or cultivated in) Yamanashi pref, Japan 輸出又は再輸出の別 (Export or Re-export) _____

Export

仕向国 (Destination) United States of America

輸出許可書番号及び発行国 (Export Permit No., issuing country) _____

輸入業者名、住所 (Name and address of consignee) ○○○○ Orchids Inc.
○○○○○○○ Los Angeles USA

原産国 (Country of origin) ××××××

船積予定港 (Scheduled port of shipping) Narita Airport

目的 (Purpose) JAPAN

船積予定日 (Estimated date of shipping) 2008,03,31

目的 (Purpose) (T)

- (注) 1. *印の欄は記入しないで下さい。
 2. 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。
 3. 英文のタイプ印書で記入して下さい。
 4. 種の記載については、特定された「種の学名及び俗名」を記入して下さい。また、ラテン語で括弧書きして下さい。
 5. 「輸出許可書番号及び発行国」の記載は、本邦からの再輸出（加工品の場合にあっては、その原材料をいう。）の場合についてのみ記入して下さい。

* 署名 (Signature) _____

* 許可年月日 (Date) _____

記入例 ⑤輸出許可申請説明書

別紙様式(2)

輸出許可申請説明書

平成20年3月11日

経済産業大臣殿

申請者

記名押印 日本花普及株式会社

又は署名 代表取締役 日本花男

住所 〒103-0004

東京都中央区東日本橋3-6-17

電話番号 03-3664-8739

代表
者印

「絶滅のおそれのある野生動植物等に係る輸出許可書の申請要領等について」(昭和55年11月1日55貿易局第398号輸出注意事項55第17号)に基づく輸出許可申請説明書を以下のとおり提出します。

輸出者	氏名 (企業名及び代表者名)	日本花普及株式会社 代表取締役 日本花男		
	住所	〒103-0004 東京都中央区東日本橋3-6-17		
輸出しようとする貨物	動物又は植物の名称	(学名) Cymbidium Hybrid (和名) シンビジウム (個数) 10本	絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約の附属書I・㉠該当するものに○を付すこと。)に掲げるものに該当します。	
		輸出時点の貨物の状態		(生きている場合、その運送方法及び運送機関) 輸出可能なパークをコンポストに用い、箱詰めにして輸送します (生きていない場合、その状態及び加工製品名)
	輸入許可書	(発行国)	(発行年月日)	(許可書の番号)
		なお、写しを添付します。		
	養殖のもの又は、栽培されたもの	(養殖期間)	17年3月から20年3月まで	
		(養殖場所) ○○○洋蘭園	(養殖の目的) 営利販売用	
		(養殖した者の氏名及び住所) 洋蘭太郎 山梨県○○市○○	(条約附属書Iに掲げるものであって、関係省の養殖に係る証明を受けた場合は、その証明番号及び年月日)	
	購入(入手)先	(氏名又は企業名及び代表者名) 株式会社○○花き市場 ←購入先の業者名を記入	(電話) XXXX-XX-XXXX	
(住所) ○○県○○市○○		(購入又は入手年月日) 20年3月1日		
輸出予定年月日	20年3月31日			
輸出予定港	東京港			
輸入者	氏名	○○○○ Orchid Inc.		
	住所	○○○○○○○○ Los Angeles, United States of America		
	仕向国等	(仕向国) United States of America	(仕向地) Los Angeles	
	生きている動植物の場合、その受入施設	自社温室		

- (注) 1. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。
2. 記載事項は、やむを得ない場合には、英語で記入しても差し支えありません。

記入例 ⑧輸送手段説明書

平成20年3月11日

経 済 産 業 大 臣 殿

住所 東京都中央区東日本橋 3-6-17

電話 03-3664-8739

FAX 03-3664-8743

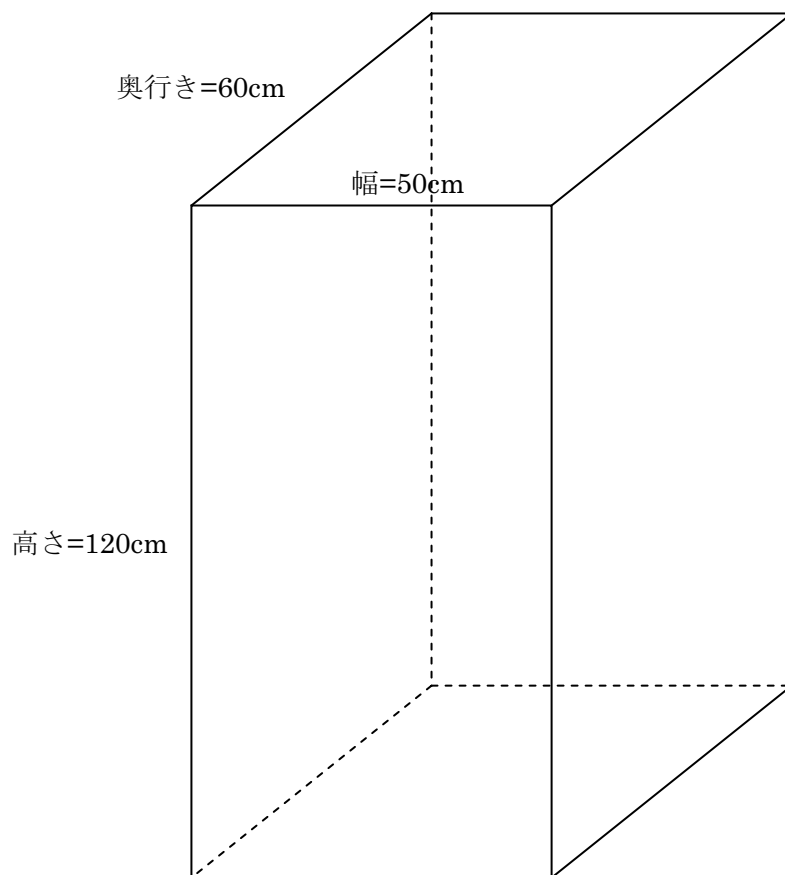
氏名 日本花普及株式会社

代表取締役 日本花男



運 送 手 段 説 明 書

堅固な箱(幅 50cm×高さ 120cm×奥行き 60cm)に収容し、標本が、傷を受けたり、健康を損ね、若しくは成長を害し、又は、虐待される危険性をできる限り少なくするように輸送致します。



記入例 ⑨誓約書

平成 20 年 3 月 11 日

経 済 産 業 大 臣 殿

住所 東京都中央区東日本橋 3-6-17

電話 03-3664-8739

FAX 03-3664-8743

氏名 日本花普及株式会社

代表取締役 日本花男



誓 約 書

今般申請致します植物に関しまして、日本国の動植物の保護に関する下記の法律に違反して捕獲若しくは採取したもの又は譲り受け若しくは引き取りしたものでないことを、ここに誓います。

記

品 名 : *Cybidium hybrid* (シンビジウム)

英 名 : *Cymbidium*

学術名 : *Cymbidium spp.*

数量及び性別 : 10 本

法律名

- ・鳥獣保護及び狩猟に関する法律 (大正 7 年法律第 3 2 号)
 - ・自然環境保全法 (昭和 4 7 年法律第 8 5 号)
 - ・自然公園法 (昭和 3 2 年法律第 1 6 1 号)
 - ・文化財保護法 (昭和 2 5 年法律第 2 1 4 号)
 - ・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 (平成 4 年法律第 7 5 号)
 - ・漁業法 (昭和 2 4 年法律第 2 6 7 号)
 - ・水産資源保護法 (昭和 2 6 年法律第 3 1 3 号)
- 等

以上

記入例 ⑩写真



栽培地の写真



商品のアップ写真

④申請窓口一覧

●申請の受付時間：毎週月～金(祝日、休日、年末年始を除く。)

●午前10：00～12：00、午後1：30～3：30

*郵送、宅配での申請も受け付けています。その場合は、全ての申請書類を揃えた上で、下記担当課室に送付する。また、郵送での返信を希望される場合は、返信用封筒に宛先及び「配達記録」、「簡易書留」又は「書留」の別を記載し、相当分の切手を貼付した上で同封する。

申請先：各経済産業局、各通商事務所、沖縄総合事務局

【各経済産業局等の窓口一覧】詳細は以下の窓口にお問い合わせください(*平成20年3月現在)

(窓 口 先)	(連 絡 先)
北海道経済産業局 産業部 国際課 〒060-0808 札幌市北区北8条西2-1-1 札幌合同庁舎	電話:011-709-1752
東北経済産業局 産業部 国際室 〒980-8403 仙台市青葉区本町3-3-1	電話:022-215-7142
関東経済産業局 産業企画部 国際課 〒330-9715 埼玉県さいたま市上落合2-11 埼玉新都心合同庁舎1号館	電話:048-600-0264
東京通商事務所 業務課 〒113-0034 東京都文京区湯島4-6-15 湯島地方合同庁舎	電話:03-5842-7071
横浜通商事務所 業務課 〒231-0002 横浜市中区海岸通1-1 横浜第二港湾合同庁舎6階	電話:045-201-9606
近畿経済産業局 通商部 通商課 〒540-8535 大阪市中央区大手前1-5-44	電話:06-6966-6034
神戸通商事務所 総務課 〒651-6591 神戸市中央区浜辺通5-1-14 神戸商工貿易センタービル6階	電話:078-221-7901
中国経済産業局 産業部 国際課 〒730-8531 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館	電話:082-224-5655
四国経済産業局 産業部 国際室 〒760-8512 香川県高松市番町1-10-6	電話:087-831-3141
九州経済産業局 国際部 国際課 〒812-8546 福岡市博多区博多駅東2-11-1	電話:092-482-5425
沖縄総合事務局 経済産業部 商務通商課 〒900-8530 沖縄県那覇市前島2-21-7	電話:098-864-2321

3. 植物等輸出検査について

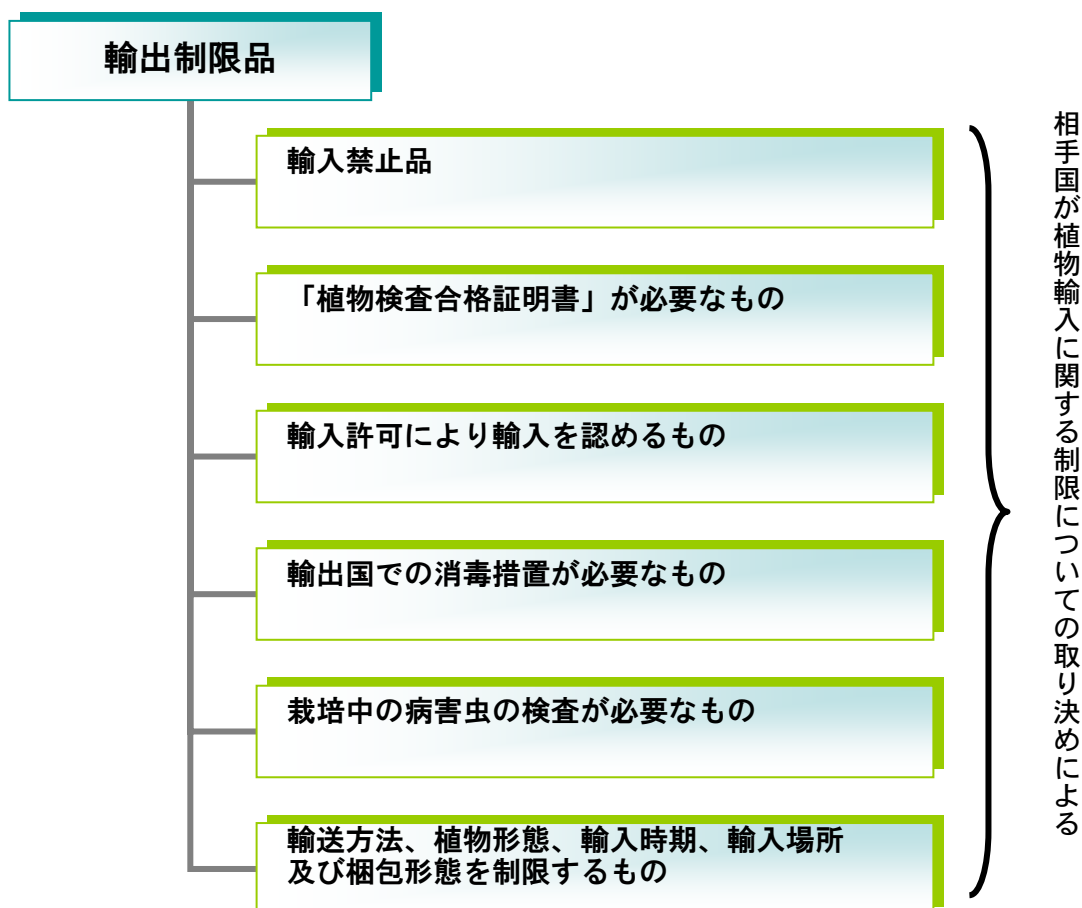
(1) 植物等輸出検査の概要

諸外国が、自国に持ち込まれる植物に対して制限を課しているものもあります。このような制限がかけられる植物は、国と植物の種類により異なり、この内容は「植物検疫要求事項」として植物防疫所で収集されています。植物を輸出する際は、この要求事項に則した検査が必要となります。この検査を行うのが植物防疫所であり、相手国の検疫要求内容を確認して、植物に付着する病害虫の検査が行われています。

検査する場所は、輸出される港や空港の植物防疫所ですが、大量の貨物の場合は倉庫等でも検査をします。また、栽培中の検査は、栽培地に出向いて検査を行います。栽培シーズンが始まる前に検査の申請が必要です。

なお、ゆりやチューリップの球根については、日本の法律により栽培中に行う栽培地検査に合格したものでないと輸出検査が受けられないことになっていますので注意が必要です。

また、これら植物等輸出検査や栽培地検査といった植物検疫の手続において、国は手数料を一切徴収していません。



諸外国に植物を輸出する場合の検疫条件一覧（早見表）：貨物編

植物防疫所 HP より抜粋 (http://www.pps.go.jp/database/export/ex_quickhelp.pdf)

(本表は平成19年12月時点のものです。使用については次ページ「使用上の注意」を参照してください。)

地域	国名	切り花	苗木類 (盆栽を含む)	備考
アジア	韓国	△	△	【表中の記号について】 ◎：植物検疫証明書無しで輸出できます。 ○：日本で検査を受けて植物検疫証明書を添付すれば輸出できます。 P：輸出前に相手国の「輸入許可証」の取得が必要です。 ☆：特別な検疫条件(二国間合意、栽培地検査等)をみたしたもののみ輸出できません。詳しくは最寄りの植物防疫所へお尋ねください。 ×：相手国が輸入を原則禁止しています。 □：不明または相手国の輸出条件に関する情報がほとんどありません。
	台湾	△	△	
	中国	×	×	
	香港	◎	△	
	モンゴル	□	□	
	フィリピン	○	△	
	ベトナム	○	○	
	タイ	△	△	
	シンガポール	○	△	
	マレーシア	P	△	
	インドネシア	P	P	
	ブルネイ	P	P	
	インド	△	△	
	スリランカ	P	△	
パキスタン	△	△		
中近東	アラブ首長国連邦	○	○	【EU 加盟国】(平成19年1月現在) アイルランド、イギリス、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、キプロス、ギリシャ、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、ルクセンブルク(計27カ国)
	サウジアラビア	□	□	
	オマーン	□	□	
	バーレーン	□	□	
	クウェート	□	□	
	カタール	□	□	
ヨーロッパ	EU	△*1	△	
	ウズベキスタン	◎*2	△	
	クロアチア	○	△	
	スイス	△	△	
	ノルウェー	△	△	
	ロシア連邦	◎*2	△	
南北アメリカ	アメリカ(本土)	△	△	※注記については次ページ参照のこと
	カナダ	◎	△	
	チリ	○*3	△	
	ブラジル	○	△	
大洋州	オーストリア	○*4	△	
	ニュージーランド	×	△	

【注記】

* 1 :

Dendranthema 属、ナデシコ属、ペラルゴニューム属は、栽培地検査又は消毒が必要

Dendranthema 属、ナデシコ属、カスミソウ属、ソリダゴ属については、トマトハモグリバエが付いていないこと

ラン科の切り花については、ミナミキイロアザミウマが付いていないこと

アスター属、エリンギウム属、カスミソウ属、ヒペリカム属、リシアンサス属、バラ属、ソリダゴ属、トラケリウム属については、タバココナジラミがついていないこと（※木本切枝については、別途条件あり）

* 2 :

キク属は、禁止

キク属以外の切り花については、輸入許可証不要

* 3 :

栽培地検査又は消毒を必要とする植物が多種類存在

* 4 :

イネ科、ネギ属、フトモモ科、ヘリコニア属、ホウキモロコシは、不可

「使用上の注意」

当早見表に掲載されている情報の正確性については、万全を期しておりますが、元となる諸外国の検疫規則は変更されることがあり、実際の内容と異なっている場合があります。実際の輸出に際しては、相手国の最新の受入条件の確認をお勧めします。

また、ここで掲げられている検疫条件は、各国の植物検疫上での要求であり、ここで輸入が可能となっている場合であっても、ワシントン条約やそれぞれの国の他の法令等により輸入が制限される場合があります。

「諸外国の輸入許可制度について」

輸出相手国の輸入許可に関する照会・手続については、現地輸入者等の関係者を通じて輸入国の農業担当当局又は植物検疫当局に確認するか、あるいは対象国の在日大使館にお問い合わせください。

(2) 植物等輸出検査の手順

【ステップ1：事前確認】

まず、最寄りの植物防疫所へ問い合わせ、相手国の輸入禁止品に該当しないかを確認します。これに該当するものは、原則輸出できません。次に、相手国から特別な検査を要求されていないかを植物防疫所へ確認します。植物等輸出検査だけでよいのか、また、同時に栽培地検査を求められていないかなど、国によって、植物によって異なります。なお、輸出実績のない国の検疫要求内容については、植物防疫所に情報が収集されていない場合があります。この場合は、輸出者が輸入者を通じるなどして相手国の植物防疫機関から取得しなければなりません。

【ステップ2：輸入許可証】

相手国が輸入許可証を必要とする品目でないかを確認をします。これが必要とされている場合、事前に取得しておかないと、植物等輸出検査を受けることもできません。これも最寄りの植物防疫所へ問い合わせ確認をします。必要な場合は、輸入者を通じて相手国の植物防疫機関から取得しなければなりません。

【ステップ3：栽培地検査】

相手国と植物によっては、日本国内で栽培地検査を要求します。栽培地検査とは、対象とされる病害虫の発生時期にあわせて栽培地に植物防疫官が出向いて検査を実施します。栽培地検査には、日本の規則に基づくものと相手国の要求に基づくものがありますが、輸出相手国、輸出植物及び対象となる病害虫の種類によって、検査の回数、時期が決められています。EU向け盆栽は、1シーズンに6回、2年間にわたって検査が行われます。

近年、種子や苗木については、日本国内での栽培地検査を要求する国が増えてきています。例えば、EU向け五葉松、ビャクシン類の盆栽、米国及び豪州向けナシ類の生果実、米国及びニュージーランド向けリンゴ生果実、米国及びニュージーランド向け温州ミカン生果実などがあります。

《栽培地検査申請書をダウンロード》

栽培地検査申請書 (http://www.pps.go.jp/law/form/form_04.html)

(申請書の提出期日：検査を受けようとする期日の30日前)

【ステップ4：植物等輸出検査】

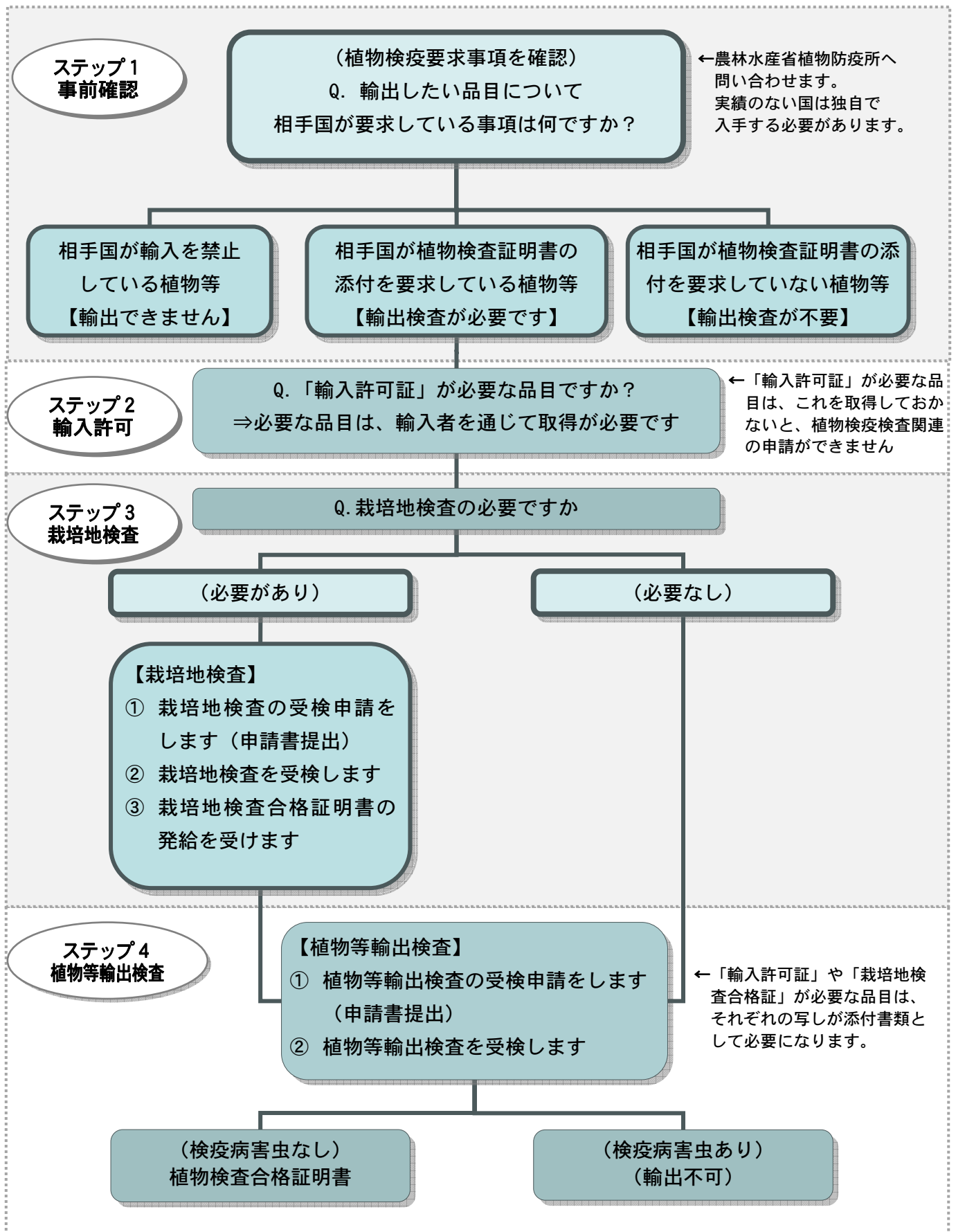
実際に輸出される現品の検査を、輸出される港や空港の植物防疫所や、大量の貨物の場合は、倉庫等で検査が行われます。なお、輸出検査は、植物の全量について実施するのではなく、植物の種類・数量に応じて一定量を抽出して行われます。

《植物等輸出検査申請書をダウンロード》

植物等輸出検査申請書 (http://www.pps.go.jp/law/form/form_07.html)

(申請書提出期日：輸出の10日前／集荷地での検査は30日前)

植物等検疫 輸出検査のながれ



(3) 事例：盆栽に関する植物輸出検査について

1. 盆栽に関する諸外国の植物検疫要求の概要

■ EU 諸国向け

(1) 一般盆栽

- ① 少なくとも 2 年間、公的登録された盆栽園で栽培管理すること。
- ② その間、高さ 50 cm 以上の棚に置かれた鉢で栽培すること。
- ③ ヨーロッパに未発生のおさび病の付着がないことを保証すること(検疫証明書に適用農薬のその有効成分、適用月日を記載)。
- ④ 年間少なくとも 6 回の公的検査が行われること。
- ⑤ 上記の検査で有害動植物が寄生・付着のないことを確認すること。
- ⑥ 栽培土は消毒すること(くん蒸または熱処理による)。
- ⑦ 輸出 2 週間以内に、次のいずれかの措置をとること。
 - (a) 栽培土の除去
 - (b) 栽培土洗い落とし、消毒した栽培土に植替え
 - (c) 適切な消毒の実施及びその旨の検疫証明書への記載
- ⑧ 輸出検疫に合格した盆栽への封印(登録園番号)及び検疫証明書への記載
<以上、Council Directive 2000/29/EC の要約：別添参考資料 1 (P1~4)参照>

(2) 五葉松等の盆栽

ヒノキ属 (*Chamaecyparis* Spach) ビャクシン属 (*Juniperus* L.) 及び五葉松 (*Pinusparviflora* Sieb,&.) (*P.pentaphylla* Mayr)

- ① EU 諸国の輸入可能期間は次のとおり。
(2 年に一度期間の更新が行われる。2008 年度は更新年度に当たる。)

マツ属及びヒノキ属：2007 年 1 月 1 日から 2008 年 12 月 31 日までの間

ビャクシン属：2006 年 11 月 1 日から 2007 年 3 月 31 日及び

2007 年 11 月 1 日から 2008 年 3 月 31 日までの間

- ② 輸入国の許可する数量を超えないこと。
- ③ 登録盆栽園のリスト及び当該園の育成本数を毎年 EU 委員会に提出すること。
- ④ 少なくとも 2 年間年 6 回、対象病虫害の発生について公的な検査を実施すること。
特にビャクシンについては、盆栽の周囲に存在するボケ属、サンザシ属、マルメロ属、ビャクシン属、リンゴ属及びナシ属についても検査を実施すること。
- ⑤ ④の検査で対象病虫害が発見された場合は、不合格として EU 委員会に通報すること(次年は登録できる。)
- ⑥ 盆栽鉢は地面から少なくとも 50 cm 以上の棚上または線虫の侵入しないコンクリート床に置かれること。
- ⑦ 各盆栽には育成園と植え付け年次がわかるよう標識を付けること。
- ⑧ 各盆栽は、育成園から輸出されるまでの間識別できるようにすること。
- ⑨ 上記の要件の他、2000/29/EC に定める規定(一般盆栽に対する規定と同様)に従う

こと。

- ⑩ 輸入者は輸入数量、期日等を関係機関に申告すること。
- ⑪ マツ属、ヒノキ属は輸入後3ヶ月間、ビャクシン属は4月1日から6月30日までの間隔離栽培が必要であること。
- ⑫ 隔離栽培期間中対象病害虫が発見された場合、不合格として廃棄し、その旨日本側に通報される。その場合には該当する盆栽園の登録は取り消されること。
<以上、Council Directive 2002/887/EC 及び 2006/915/EC の要約>
- ⑬ ゴヨウマツ盆栽については輸出前に *Gibberella circinata* (*Fusarium circinatum*) を対象にした検定が要求されることになった。
<Commission decision of 18 June 2007(2007/433 /EC)>

■ スイス向け

スイス向けの検疫条件は、EU 向けとほぼ同様。

<Summary of the phytosanitary requirements concerning the import of bonsai plant 他>

■ アメリカ合衆国向け

- (1) アメリカ合衆国に輸入される人工的に萎縮された植物(以下、盆栽)は、以下の条件を満たし、生産国の政府機関による植物検疫証明書の添付が必要。
- (2) 土壌を含め全ての栽培基質を出荷前に除去すること。
- (3) 盆栽は、次の要件に適合して栽培されたものであって、植物検疫証明書にその旨追記があること。
 - (i) 栽培国の政府機関に登録された苗木園の温室あるいは網室において少なくとも2年間栽培されたこと。
 - (ii) 盆栽が栽培される温室または網室は、全ての換気及び開口部は開孔 1.6 mm未満の網がかけられていること。
 - (iii) 盆栽は少なくとも2年間は消毒された培養基質で栽培されること。
 - (iv) 登録ほ場の温室または網室内で地面から 50 cm以上の棚上に置かれること。
 - (v) 登録ほ場は、植物検疫機関により、12ヶ月間に1回合衆国が定める検疫病害虫があるかどうかについて検査が行われること。
- (4) 輸出前に、U.S.D.A.(輸入国の植物検疫機関)が発行する輸入許可証(Permit)の取得が必要。
<APHIS NEWS 他>

■ カナダ合衆国向け盆栽

輸出前に、C.F.L.A.(輸入国の植物検疫機関)が発行する輸入許可証(Permit)の取得が必要。

輸入許可証には、輸入に関する許可条件が記載されている。

例示をあげると、

① ダイズシストセンチュウ、ジャガイモシストセンチュウ、ジャガイモシロシスト
*、ジャガイモがんしゅ病*の付着がないこと。

② 栽培土壌は取り除くこと、

③ 病害虫の付着がないこと。等

*は、我が国未発生病害虫

■ 韓国向け盆栽

マツ科、カラマツ属、ヒマラヤスギ属の植物の苗木類は、輸入禁止。

果樹類及び実を付ける苗木については、隔離検査が必要。

なお、輸出される盆栽には、土壌の付着がないこと。

また、植物の栽培資材にかかる規則が改正されたことに伴い、2005.2.8からは、若干取り扱いが変更されている。

① 輸出可能な育成資材は、ピートモス、ココピート、コケ、樹皮及びこれらと混合されたバーミキュライトやパーライト等で未使用のものに限る。

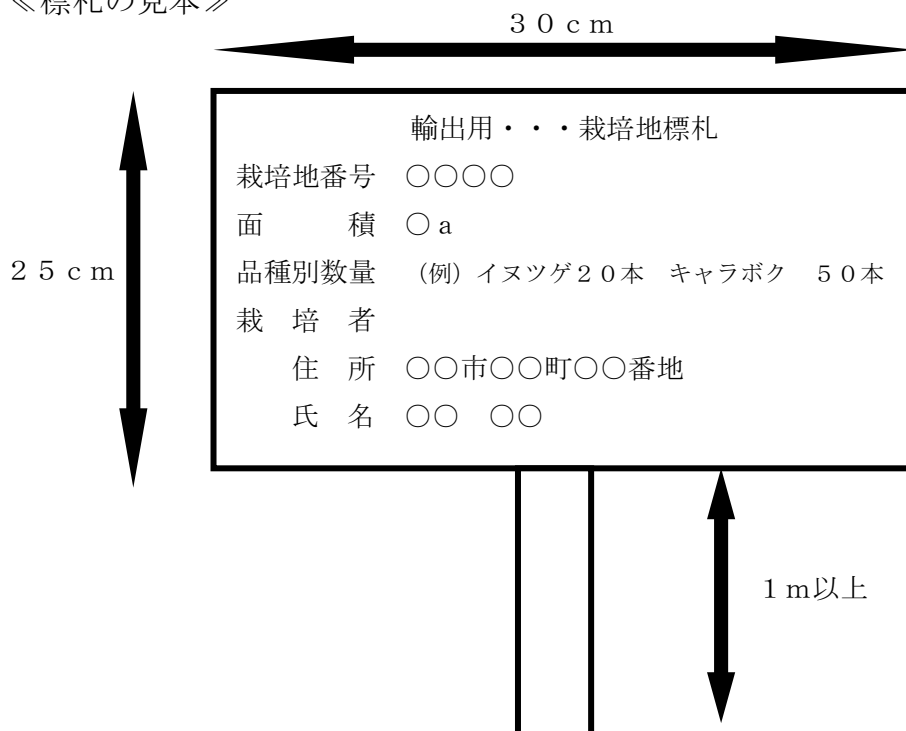
② 育成資材は、根回りのこん包資材として使用する場合、資材そのものを輸出する場合、ともに植物検疫が必要。

2. EU 諸国向け盆栽・庭木の栽培地検査において特に注意すべき事項

(1) 盆栽・庭木のほ場に係る事項

栽培地検査対象ほ場であることを示す標札を掲げること。品種ごとに本数を必ず記載する。

《標札の見本》



(2) 全ての種類の盆栽に係る事項

① 盆栽園の設置条件

- 地面から50cm以上の棚上で栽培すること
- 消毒した鉢土を用いること

② 栽培管理

- (ア) 栽培地検査の対象である盆栽鉢にはラベル（五葉松等盆栽は所定の標識）等を用いて植物名および栽培地検査が始められた年次を識別できるようにすること。
- (イ) また、栽培地検査が円滑に実施できるよう棚別、植物の種類、ラベルの種類別に盆栽鉢の位置を整理すること（盆栽鉢の配置図を作成しておく）
- (ウ) 栽培・管理者は、栽培地検査の対象となる盆栽鉢数について種類、根付け年次（栽培地検査受検年数）別に把握しておくこと（管理台帳等の作成）。
- (エ) 特に、栽培地検査の対象とならないものとの区別を明確にすること。

③ 病虫害の防除

- (ア) ヨーロッパ未発生のさび病を対象に次の管理を行うこと。

○さび病に対する薬剤防除は、すべての盆栽について病徴発現時期（3～4月）直前に有効な殺菌剤による防除を必ず行うこと。（防除実施記録を報告）

○ビャクシン類盆栽については輸出検査前に殺菌剤による適切な消毒措置を必ず実施すること。

- (イ) ビャクシン類盆栽については、防疫官立ち会いのもと、第1回目の栽培地検査時に有効な殺虫剤（殺ダニ剤）による消毒を実施すること。

また、輸出検査前に有効な殺虫剤（殺ダニ剤）による適切な消毒を実施すること。

- (ウ) 盆栽鉢に用いる土壌の消毒を始め、栽培地検査期間中に防除を行った場合、必ず記録をしておくこと。

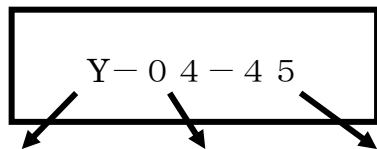
(3) 五葉松、ビャクシン属及びヒノキ属盆栽に係る特別の条件

① 盆栽ほ場に関するもの

個々の盆栽は登録盆栽ほ場、鉢植え年次が識別できる標識をつけること。

※ 標識について

生産者は申請した五葉松、ビャクシン属及びヒノキ属盆栽には、m規定の標識（ラベル）を、主幹に外れないようにつけること



注) 標識は、プラスチック製であること

担当防疫所記号 植付年 生産者番号

② 各々の種類の盆栽に関するもの

<五葉松>

(ア) 五葉松 (*Pinus parviflora* Sieb.&Zucc.及び *Pinus pentaphylla* Mayr.) あるいはこれらが他のマツ属植物台木に接木されたものであること。その場合、台木植物は健全と認められたものであること。

(イ) 接木の場合は台芽 (ヒコバエ) を取り除くこと。

(ウ) 検疫対象病害虫：マツノザイセンチュウ、マツ葉枯病、マツ葉さび病、マツこぶ病、マツカレハ、マツ発しんさび病、マメコガネ、マツバノタマバエ及びその他 EU 未発生 of 病害虫。

(エ) *Gebberella circinata* が沖縄県及び鹿児島県で発生していることから、ゴヨウマツのある登録ほ場内に、これらの地域からマツ属樹木、土壌類を持ち込まないこと。

<ビャクシン属>

(ア) 登録ほ場の周囲に所在するサンザシ属、マルメロ属、ビャクシン属、リンゴ属、カナメモチ属、ボケ属及びナシ属植物についてもさび病が発生がないこと。

(イ) 検疫対象病害虫：タマイブキノタマバエ、さび病、ビャクシンハダニ、マメコガネ及びその他 EU 未発生 of 病害虫。

(ウ) EU は、輸入期間を設定していること (1 1 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日まで)。

<ヒノキ属>

検疫対象病害虫：マツノザイセンチュウ、マメコガネ及びその他 EU 未発生 of 病害虫

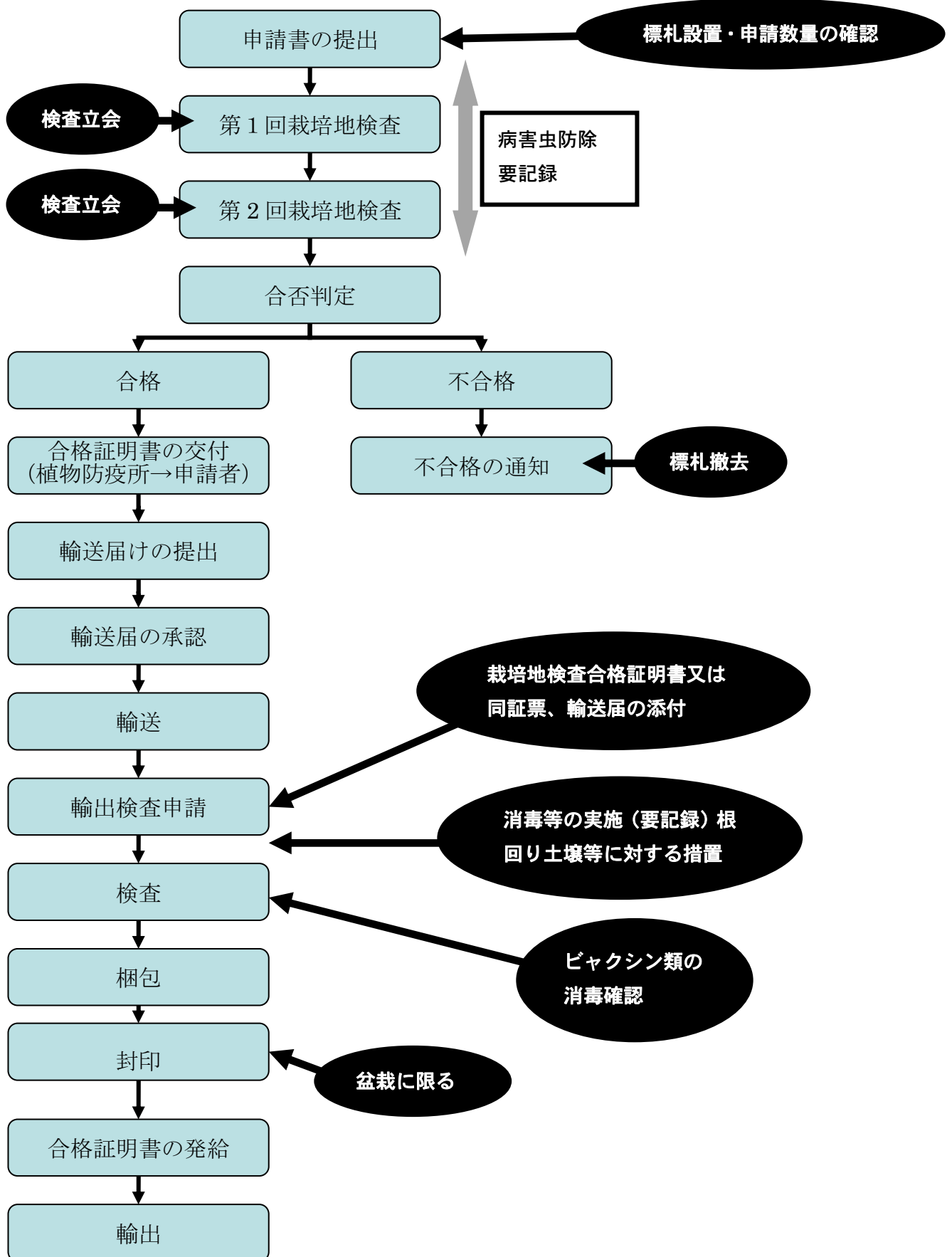
(4) その他の注意事項

(ア) 盆栽にあつては、申請後第 1 回目の栽培地検査時までには鉢上げが完了していないものについては、検査辞退します。

(イ) 盆栽の栽培地検査は、輸出前 2 年間継続して実施しなければ輸出ができません。

(ウ) 栽培地検査期間中に病害虫が発生した場合は、その種類を記録するとともに適切な防除を実施すること。特にカミキリムシ、クイムシ等の幹等への食入が認められた場合は当該植物にマークをし、防疫官等の検査時に報告してください。

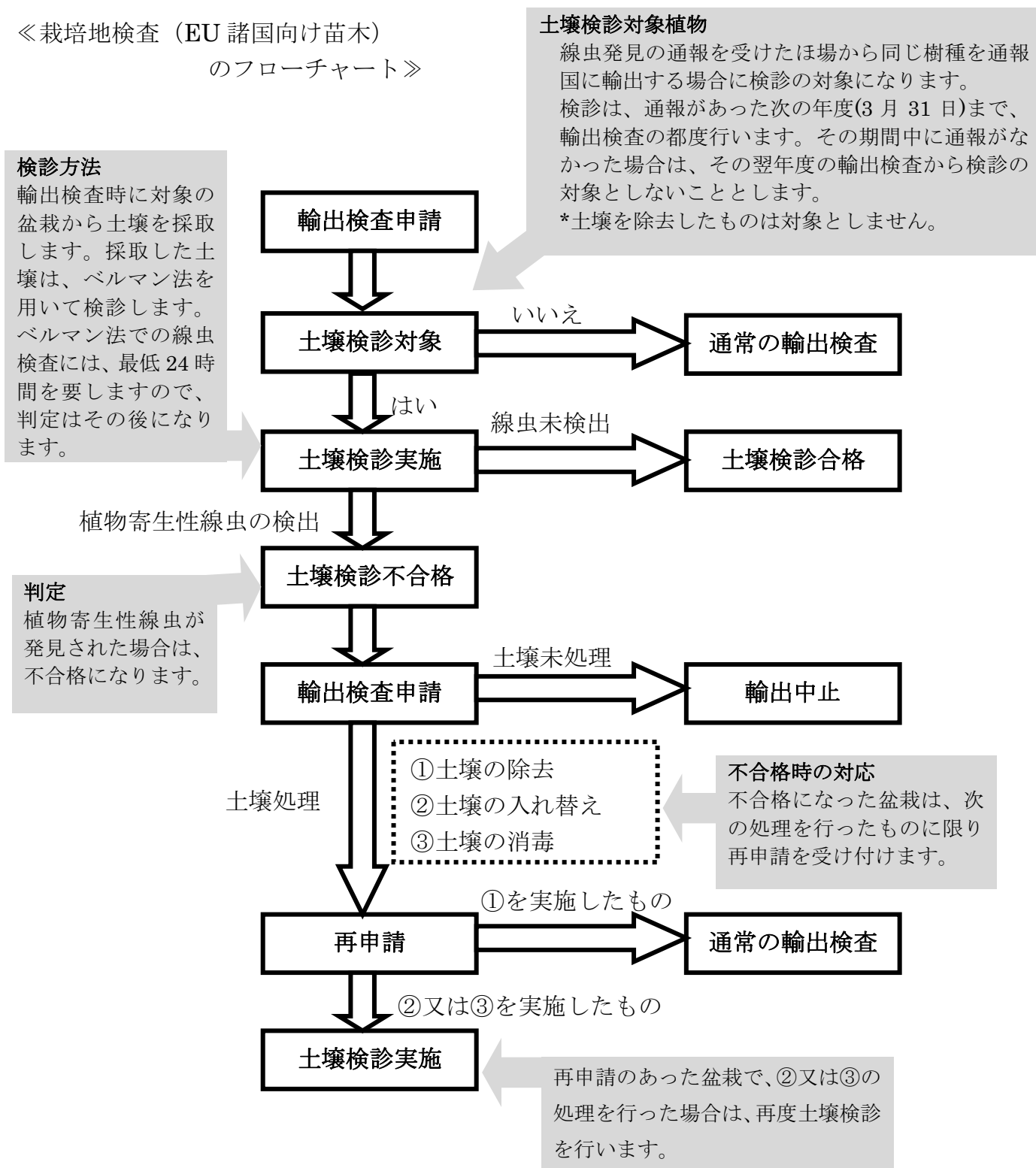
《栽培地検査が必要な品目の輸出検査の手続き》



《例：EU 向け盆栽・庭木類の土壤検診(線虫検診)について》

近年の EU 諸国での線虫発見事例及び登録ほ場の削除要求に対処するため輸出検査時に線虫を対象とした土壤検診が実施されています。

《栽培地検査 (EU 諸国向け苗木) のフローチャート》



記入例（盆栽の場合）

栽培地検査申請書

(1)

〇〇年 〇〇月 〇〇日

横浜植物防疫所（東京支所又は出張所）植物防疫官 殿

住 所 (2)

氏 名 (3)

印

以下のとおり栽培地検査を申請いたします。

栽培地 番 号 (4)	栽培者 氏 名 (5)	栽培地の所在地 (6)	種類・名称 (7)	品種名 (8)	栽培 面積 (9)	栽培数 (10)	輸 出 予定国 (11)	輸出予定 数 量 (12)	備 考 (13)
Y-00	日本 花男	川口市安行●●	ゴヨウマツ盆栽		0.6a	105	EU 諸国	105	Y-90-00
〃	〃	〃	シンパク盆栽			27	〃	27	Y-94-00
〃	〃	〃	トショウ盆栽			40	〃	40	Y-92-00
〃	〃	〃	ヒノキ盆栽			500	〃	500	新規

《記入上の注意》

- (1) 栽培地検査を実施する植物防疫所名を記入する。
- (2) 住所（郵便の宛先と同じ）を記入する。電話・ファックス番号を併記
- (3) 代表者名を記入する。自筆の場合は、押印の必要はない。
- (4) 栽培地番号：盆栽のは場が既に登録されている場合は指定されているは場番号を記入する。
新規に申請する場合は空欄とする。
苗木・庭木の場合は、任意の番号を記入する。
- (5) 栽培者氏名：実際に栽培・管理をする者の氏名を記入する。
- (6) 栽培地の所在地：検査対象の盆栽が栽培・管理されている場所の住所とする。場所が特定できるように正確に記載する。
- (7) 種類・名称：カタカナで記入し、その後に「盆栽」又は「庭木」と記入する。
- (8) 品種名：盆栽の場合は記入しない。（他の鉢物で品種名がある場合は記入）
- (9) 作付面積：単位は a（アール）で記入すること。
- (10) 栽培本数：前年度からの継続分は、輸出残本数から枯死本数と国内販売本数を引いた既存本数とする。新規に申請予定であるが、鉢上げ又は鉢替えが終了していなものについては見込み本数を記入する。
- (11) 輸出予定国：輸出予定国名を記入する。EU 諸国向けの場合は「EU 諸国」と記入する。
- (12) 輸出見込み数：原則として栽培本数
- (13) 備考：ゴヨウマツ等の特殊盆栽は、標識番号を記入する。
一般盆栽で、2年以上続けて検査を受けるものはまとめて「2年目」と記入する。
新規申請のものは「新規」と記入する。
- (14) 計：作付面積、栽培本数、輸出見込み数の計を記入する。

記入例：切り花

植物等輸出検査申請書

住所 東京都中央区東日本橋 3-6-17

氏名 日本 花子

㊤

平成〇〇年〇〇月〇〇日

▲当日受検にくる人の住所、氏名を記入します。

横浜植物防疫所成田支所 植物防疫官 殿

▲申請する植物防疫所の植物防疫官宛になります。

※積載船（機）名	〇〇航空〇〇〇便			
※記号及び番号	分からない場合は、船便だと「SHIP CARGO」、 航空便だと「AIR CARGO」とだけ記入			
積載予定月日	20××/××/××			
積載港名	成田空港			
※陸揚港名	△△△空港 △△△△（欧文併記）	※輸入国名	△△△国 △△△△（欧文併記）	
※荷送人住所氏名	Hanako Nihon 3-6-17, Higashinohonbashi, Chuo-ku, Tokyo, Japan			
※荷受人住所氏名	荷受人と同じ場合は「同上」と記入			
輸入国政府の輸入許可番号	Permit No. XXXXXXXX		輸入に際し、相手国の輸入許可 を必要としない場合は記入不要	
※種類・名称	学名	梱数	数量	産地
チューリップ° Tulip	Tulipa	1 CASE	100stemmes	新潟県
スイトピー° Sweet pes	Lathyrus odoratus	3 CASE	300stems	宮崎県
		▲学名、産地は分かる範囲で記入		
備考				

- 備考 1 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
 2 栽培地検査合格証票、野生植物原産地証明書又は輸出植物包装材料検査合格証明書を
 有する場合は、その旨を備考欄に記入すること。
 3 ※印の欄には、欧文を併記すること。

(3) 全国の植物防疫所一覧 (<http://www.pps.go.jp/list/index.html>)

横浜植物防疫所

横浜植物防疫所	〒231-0003 横浜市中区北仲通 5-57 横浜第2合同庁舎内	
総務部庶務課	TEL 045-211-7150	
総務部会計課	TEL 045-211-7151	FAX(総務部) 045-201-2360
業務部本船貨物担当	TEL 045-211-7152	FAX(業務部) 045-211-0611
業務部種苗担当	TEL 045-211-7153	FAX(輸出及び国内検疫担当)
業務部コンテナ貨物担当	TEL 045-211-7154	045-211-2171
業務部輸出及び国内検疫担当	TEL 045-211-7155	FAX(企画調整担当) 045-211-0890
業務部病害虫同定診断担当	TEL 045-211-1015	
調査研究部企画調整担当	TEL 045-211-7164	
横浜植物防疫所調査研究部	〒231-0801 横浜市中区新山下 1-16-10	
調査研究部消毒技術開発担当	TEL 045-622-8893	
調査研究部害虫担当	TEL 045-622-8842	
調査研究部病菌担当	TEL 045-622-8847	FAX 045-621-7560
調査研究部病害虫危険度評価担当	TEL 045-622-8693	
大和園場	〒242-0006 大和市南林間 6-16-34	
	TEL 046-274-1367	FAX 046-274-1569
植物防疫所研修センター	〒231-0862 横浜市中区山手町 277	
	TEL 045-662-7922	FAX 045-662-7922
川崎出張所	〒210-0865 川崎市川崎区千鳥町 12-3 川崎港湾合同庁舎内	
	TEL 044-288-3408	FAX 044-288-3408
札幌支所	〒062-0045 北海道札幌市豊平区羊が丘 1	
	TEL 011-852-1809	FAX 011-853-9671
札幌支所千歳空港分室	〒066-0012 千歳市美々 新千歳空港内	
	TEL 0123-24-6154	FAX 0123-24-6158
札幌支所釧路出張所	〒085-0022 釧路市南浜町 5-9 釧路港湾合同庁舎内	
	TEL 0154-22-4291	FAX 0154-22-4291
札幌支所留萌出張所	〒077-0048 留萌市大町 2-12 留萌地方合同庁舎内	
	TEL 0164-43-5156	FAX 0164-43-5156
札幌支所小樽出張所	〒047-0007 小樽市港町 5-3 小樽港湾合同庁舎内	
	TEL 0134-23-4166	FAX 0134-23-4166

札幌支所室蘭・苫小牧出張所	〒053-0004 苫小牧市港町 1-6-15 苫小牧港湾合同庁舎内 TEL 0144-33-2913 FAX 0144-33-2914
札幌支所函館出張所	〒040-0061 函館市海岸町 24-4 函館港湾合同庁舎内 TEL 0138-42-6671 FAX 0138-42-6671
塩釜支所	〒985-0011 塩釜市貞山通 3-4-1 塩釜港湾合同庁舎内 TEL 022-362-6916 FAX 022-365-3383
塩釜支所仙台空港分室	〒989-2401 名取市下増田字南原 仙台空港旅客ターミナルビル内 TEL 022-383-4585 FAX 022-383-4585
塩釜支所青森出張所	〒030-0811 青森市青柳 1-1-2 青森港湾合同庁舎内 TEL 017-777-4656 FAX 017-777-4656
塩釜支所八戸出張所	〒031-0831 八戸市築港街 2-16-1 TEL 0178-33-5424 FAX 0178-33-5424
塩釜支所宮古出張所	〒027-0021 宮古市藤原 3-114 宮古港湾合同庁舎内 TEL 0193-62-6359 FAX 0193-62-6359
塩釜支所石巻出張所	〒986-0845 石巻市中島町 15-2 石巻港湾合同庁舎内 TEL 0225-95-0261 FAX 0225-95-0261
塩釜支所小名浜出張所	〒971-8101 いわき市小名浜字辰巳町 38 小名浜港湾合同庁舎内 TEL 0246-53-3402 FAX 0246-53-3402
新潟支所	〒950-0072 新潟市中央区竜が島 1-5-4 新潟港湾合同庁舎内 TEL 025-244-4401 FAX 025-246-2730
新潟支所秋田出張所	〒011-0945 秋田市土崎港西 1-7-35 秋田港湾合同庁舎内 TEL 018-845-1411 FAX 018-845-1411
新潟支所酒田出張所	〒998-0036 酒田市船場町 2-5-43 酒田港湾合同庁舎内 TEL 0234-22-0445 FAX 0234-22-0445
新潟支所直江津出張所	〒942-0011 上越市港町 1-11-20 直江津港湾合同庁舎内 TEL 025-543-0648 FAX 025-543-0648
成田支所	〒282-0004 成田市古込字古込 1-1 成田国際空港 第2旅客ターミナルビル内
成田支所庶務課	TEL 0476-34-2350 FAX 0476-34-2354
成田支所第2PTB旅客担当	TEL 0476-34-2352

成田支所第1PTB旅客担当	〒282-0011 成田市三里塚御料牧場 1-1 成田国際空港 第1旅客ターミナルビル内 TEL 0476-32-6694 FAX 0476-32-6672
成田支所第1航空貨物担当	〒282-0021 成田市駒井野字天並野 2159 成田空港合同庁舎内 TEL 0476-32-6690 FAX 0476-32-6673
成田支所第2航空貨物担当	〒289-1603 千葉県山武郡芝山町大里字大門 23-4 成田国際空港南部第2官庁ビル内 TEL 0476-32-6660 FAX 0476-32-6663
成田支所羽田空港出張所	〒144-0041 東京都大田区羽田空港 3-4-4 東京国際空港国際線旅客ターミナルビル内 TEL 03-5756-9292 FAX 03-5756-0229
東京支所 東京支所庶務課	〒135-0064 東京都江東区青海 2-56 東京港湾合同庁舎内 TEL 03-3599-1136
東京支所輸入貨物担当	TEL 03-3599-1137 FAX 03-3599-1140
東京支所種苗・国内検疫担当	TEL 03-3599-1139
東京支所日立出張所 ※職員が常駐していません。 連絡は東京支所へ	〒319-1231 日立市留町 2435-6 日立港木材ビル内 TEL 0294-52-0494
東京支所鹿島出張所	〒314-0103 茨城県神栖市東深芝 9 鹿島港湾合同庁舎内 TEL 0299-92-3404 FAX 0299-92-3404
東京支所千葉出張所	〒260-0024 千葉市中央区中央港 1-12-2 千葉港湾合同庁舎内 TEL 043-242-8401 FAX 043-242-8401

名古屋植物防疫所

名古屋植物防疫所 庶務課	〒455-0032 名古屋市港区入船 2-3-12 名古屋港湾合同庁舎内 TEL 052-651-0111
本船貨物・種苗担当	TEL 052-651-0112 FAX 052-651-0115
コンテナ貨物担当	TEL 052-651-0113
輸出及び国内検疫担当	TEL 052-651-0114
衣浦出張所	〒475-0831 半田市十一号地 2 衣浦港湾合同庁舎内 TEL 0569-21-4529 FAX 0569-21-4529
南部出張所	〒478-0047 知多市緑町 5 TEL 0562-32-1389 FAX 0562-32-1604

四日市出張所	〒510-0051 四日市市千歳町 5-1 四日市港湾合同庁舎内 TEL 059-352-3896 FAX 059-352-3896
中部空港支所 庶務課 旅客担当	〒479-0881 愛知県常滑市セントレア一丁目1番 中部空港CIQ庁舎内 TEL 0569-38-8431 FAX 0569-38-8434 TEL 0569-38-8433
航空貨物担当	〒479-0881 愛知県常滑市セントレア一丁目1番 中部空港合同庁舎庁舎内 TEL 0569-38-8439 FAX 0569-38-8440
伏木富山支所	〒933-0105 高岡市伏木錦町 11-15 伏木港湾合同庁舎内 TEL 0766-44-0954 FAX 0766-44-8426
伏木富山支所金沢出張所	〒920-0211 金沢市湊 4-13 金沢港湾合同庁舎内 TEL 076-268-0001 FAX 076-268-4099
伏木富山支所七尾出張所	〒926-0015 七尾市矢田新町二部 173 七尾港湾合同庁舎内 TEL 0767-52-2898 FAX 0767-52-2898
伏木富山支所敦賀出張所	〒914-0079 敦賀市港町 7-15 敦賀港湾合同庁舎内 TEL 0770-22-1060 FAX 0770-22-1060
清水支所	〒424-0922 静岡市清水区日の出町 9-1 清水港湾合同庁舎内 TEL 054-352-3775 FAX 054-354-1161
清水支所豊橋出張所	〒441-8075 豊橋市神野ふ頭町 3-11 豊橋港湾合同庁舎内 TEL 0532-32-1156 FAX 0532-32-1156
清水支所蒲郡出張所	〒443-0036 蒲郡市浜町 4 TEL 0533-69-3704 FAX 0533-69-3704

神戸植物防疫所

神戸植物防疫所	〒650-0042 神戸市中央区波止場町 1-1 神戸第2地方合同庁舎内
庶務課	TEL 078-331-2806 FAX (庶務・会計)
会計課	TEL 078-331-2385 078-332-2796
業務部本船貨物担当	TEL 078-331-2386 FAX (業務部)
業務部種苗担当	TEL 078-331-2376 078-391-1757
業務部コンテナ貨物担当	TEL 078-331-4201
業務部輸出及び国内検疫担当	TEL 078-331-2384
業務部病虫害同定診断担当	TEL 078-331-1026

伊川谷圃場	〒651-2115 神戸市西区伊川谷町別府 703 TEL 078-974-3262 FAX 078-974-3282
姫路出張所	〒672-0863 姫路市飾磨区須加 294 姫路港湾合同庁舎内 TEL 079-235-4382 FAX 079-235-4382
大阪支所	〒552-0021 大阪市港区築港 4-10-3 大阪港湾合同庁舎内 TEL 06-6571-0801 FAX 06-6577-5160
大阪支所舞鶴出張所	〒624-0946 舞鶴市字下福井 901 舞鶴港湾合同庁舎内 TEL 0773-75-0759 FAX 0773-75-0759
大阪支所和歌山出張所	〒640-8287 和歌山市築港 6-22-2 和歌山港湾合同庁舎内 TEL 073-423-5170 FAX 073-423-5172
関西空港支所 庶務課	〒549-0011 大阪府泉南郡田尻町泉州空港中1 CIQ合同庁舎内 TEL 072-455-9010 FAX 072-455-1943
旅客担当	TEL 072-455-1936
航空貨物担当	〒549-0021 泉南市泉州空港南 1 番地 TEL 072-455-1938 FAX 072-455-1944
広島支所	〒734-0011 広島市南区宇品海岸 3-10-17 広島港湾合同庁舎内 TEL 082-251-5881 FAX 082-253-8663
広島支所広島空港分室	〒729-0416 広島県三原市本郷町善入寺字平岩 64-31 広島空港ターミナルビル内 TEL 0848-86-8261 FAX 0848-86-8261
広島支所境港出張所	〒684-0034 境港市昭和町 9 境港港湾合同庁舎内 TEL 0859-42-2513 FAX 0859-44-2398
広島支所浜田出張所	〒697-0063 浜田市長浜町 1785-16 浜田港湾合同庁舎内 TEL 0855-27-0700 FAX 0855-27-0700
広島支所水島出張所	〒712-8056 倉敷市水島福崎町 2-15 水島港湾合同庁舎内 TEL 086-444-6001 FAX 086-448-0750
広島支所尾道出張所	〒722-0002 尾道市古浜町 27-13 尾道地方合同庁舎内 TEL 0848-22-6642 FAX 0848-22-6642
広島支所岩国出張所	〒740-0002 岩国市新港町 3-9-57 岩国港湾合同庁舎内 TEL 0827-21-8696 FAX 0827-21-8696

坂出支所	〒762-0002 坂出市入船町 1-6-10 坂出港湾合同庁舎内 TEL 0877-46-4108 FAX 0877-45-6050
坂出支所小松島出張所	〒773-0001 小松島市小松島町字外開 1-11 小松島みなと合同庁舎内 TEL 0885-32-1227 FAX 0885-32-1227
坂出支所高松出張所	〒760-0064 高松市朝日新町 1-30 高松港湾合同庁舎内 TEL 087-851-6475 FAX 087-851-6475
坂出支所詫間出張所	〒769-1101 香川県三豊市詫間町詫間 1328-9 TEL 0875-83-3201 FAX 0875-83-3201
坂出支所松山出張所	〒791-8058 松山市海岸通 2426 松山港湾合同庁舎内 TEL 089-951-2418 FAX 089-951-2418
坂出支所高知出張所	〒780-8010 高知市棧橋通 5-4-55 高知港湾合同庁舎内 TEL 088-832-3690 FAX 088-832-3690

門司植物防疫所

門司植物防疫所	〒801-0841 北九州市門司区西海岸 1-3-10 門司港湾合同庁舎内
庶務課	TEL 093-321-1404 FAX 093-332-5189
輸入検疫担当	TEL 093-321-2601 FAX 093-332-5182
輸出及び国内検疫担当	TEL 093-321-2809 FAX 093-321-0481
下関出張所	〒750-0066 下関市東大和町 1-7-1 下関港湾合同庁舎内 TEL 083-266-4442 FAX 083-266-4446
若松出張所	〒808-0034 北九州市若松区本町 1-14-12 若松港湾合同庁舎内 TEL 093-751-0790 FAX 093-751-0790
福岡支所	〒812-0031 福岡市博多区沖浜町 8-1 福岡港湾合同庁舎内 TEL 092-291-2504 FAX 092-291-0482
福岡支所福岡空港出張所	〒812-0851 福岡市博多区大字青木 739 福岡空港国際線旅客ターミナルビル内 TEL 092-477-7575 FAX 092-477-7576
福岡支所伊万里出張所	〒849-4256 伊万里市山代町久原 2976-31 伊万里港湾合同庁舎内 TEL 0955-28-2573 FAX 0955-28-2573

福岡支所長崎出張所	〒850-0921 長崎市松ヶ枝町 7-29 長崎港湾合同庁舎内 TEL 095-822-2691 FAX 095-822-2691
鹿児島支所	〒892-0822 鹿児島市泉町 18-2-33 鹿児島港湾合同庁舎内 TEL 099-222-1046 FAX 099-225-3465
鹿児島支所八代出張所	〒866-0033 八代市港町 139 八代港湾合同庁舎内 TEL 0965-37-1544 FAX 0965-37-1544
鹿児島支所大分出張所	〒870-0107 大分市大字海原字地浜 916-5 大分港湾合同庁舎内 TEL 097-521-2690 FAX 097-521-2690
鹿児島支所細島出張所	〒883-0063 日向市竹島町 1 細島港湾合同庁舎内 TEL 0982-53-1339 FAX 0982-53-1339
鹿児島支所志布志出張所	〒899-7103 鹿児島県志布志市志布志町志布志 3259 志布志港湾合同庁舎内 TEL 099-472-2491 FAX 099-472-2462
鹿児島支所鹿児島空港出張所	〒899-6404 鹿児島県霧島市溝辺町麓 1355-4 鹿児島空港国際線ターミナルビル内 TEL 0995-58-2428 FAX 0995-58-2463
名瀬支所	〒894-0036 奄美市名瀬長浜町 1-1 名瀬合同庁舎内 TEL 0997-52-0459 FAX 0997-52-0494

那覇植物防疫所

那覇植物防疫事務所	〒900-0001 那覇市港町 2-11-1 那覇港湾合同庁舎内
庶務課	TEL 098-868-0715 FAX 098-861-5500
輸入検疫担当	TEL 098-868-2850
輸出及び国内検疫担当	TEL 098-868-1679
那覇空港出張所	〒901-0142 那覇市鏡水 174 那覇空港国際線ターミナルビル内 TEL 098-857-0054 FAX 098-857-0130
嘉手納出張所	〒904-0031 沖縄市上地 10 TEL 098-938-1024 FAX 098-938-1024
平良出張所	〒906-0012 宮古島市平良字西里 7-21 平良港湾合同庁舎内 TEL 09807-2-2433 FAX 09807-2-2433
石垣出張所	〒907-0013 石垣市浜崎町 1-1-8 石垣港湾合同庁舎内 TEL 09808-2-2312 FAX 09808-2-2312

Ⅲ. 関税について

1. 関税についての基礎知識（日本貿易振興機構（JETRO）ホームページより引用）

輸出の際には、相手国の通関時に課される関税等の税金を相手国税関へ支払わなければ、輸入することができません。

この関税には、種類があり、日本からの輸出品に一般的に適用されるのは、MFN 税率と呼ばれる、世界貿易機構（WTO : World Trade Organization）加盟国および協定締結国で適用される税率です。また、この他に相手国によっては FTA 税率（自由貿易協定（FTA : Free Trade Agreement）に基づく関税率）や EPA 税率（経済連携協定（EPA : Economic Partnership Agreement））に基づく関税率を適用できる国もあり、これを受けるには、別途申請が必要となります。

【関税についての基礎知識】

関税とはなにか？

関税とは、輸出入貨物にのみ課される租税で、輸入税、輸出税、通過税などがありますが、一般には輸入税をさします。

関税率とは？

関税額を決定するために輸入貨物の価格や、数量等に対して適用される比率のことです。

HS (Harmonized System) とはなにか？

Harmonized Commodity Description and Coding System「商品の名称および分類についての統一システムに関する国際条約」に基づく、商品の名称・分類品目表（WCO-世界税関機構作成）。関税および統計等に関して、世界の多くの国で採用されています。そのHSコードは6桁まで世界共通、7桁以降は、各国による細分類となっている。すべての物品はHSコードのいずれかに分類されます。

MFN税率=WTO協定税率とは？

最恵国待遇適用国（MFN=Most Favored Nation）への税率で、WTO加盟国および協定締結国に適用されます。日本からの輸出品に一般的に適用されるのはこの税率です。

特惠関税とは？

一般特惠関税=GSP (Generalized System of Preferences) は、UNCTAD 合意による、先進国の途上国に対する特惠税率です。WTO協定税率より低い税率が適用される。このほか後発開発途上国に適用される特別特惠関税などがあります。

関税を支払うのは誰か？

一般的には輸入者側が支払います。契約により、輸出者が負担することもあります。
(DDP—Delivered Duty Paid 関税込持込渡条件)

関税を決定するのは誰か

各国の税関が各国の法に基づき決定します。最終的には現地税関の判断になるため、実際の適用率は、現地輸入業者を通してあるいはE-mail等で直接、現地税関に確認することをお奨めします。

関税の種類

- (1)従価税：輸入貨物の価格を課税基準とする方法。もっとも広く採用されています。
- (2)従量税：輸入貨物の数量（重量、長さ、面積、容積、個数等）などを課税基準とする方法（原油、酒類など）。
- (3)混交税：(1),(2)を同一品目に設定。税額の高い方か低い方を選択あるいは併用する課税方法。

課税基準について

関税を適用する場合の基準となる価格は、各国の関税法等により規定されています。

主な課税基準

- (1)CIF 価格：Cost, Insurance, Freight の略。運賃保険料込み到着地価格。これは売り主が自ら引き渡し地までの物品輸送について手配し、かつ運賃、保険料を負担する時の価格をいいます。
- (2)FOB 価格：Free on Board の略。本船渡し発送地価格。FOB 買い付けとは、売り主は約定貨物を買主の手配した本船に積み込み、その船舶の責任者に引き渡すまでに生じたいっさいの費用と危険を負担し、買主はそれ以後の運賃、保険料などを負担することをいい、この場合の取引価格をFOB 価格といいます。
- (3)法定価格：国内市場価格を調整しながら、輸入品の課税価格を決定する国定価格

関税以外の諸税について

関税以外に輸入品に課税される内国税や各種取り扱い手数料などで、国によって異なります。

特殊な関税

通常の間税以外にアンチダンピング税、相殺関税、報復関税などの特殊関税があり、WTOでも認められています。

各国の間税体系について

関税率には法定税率、一般（基本）税率、協定税率、特惠税率、一般特惠税率などさまざまな種類がありますが、それぞれの用語の定義や、どの税率をどのように組み合わせて（あるいは単独で）採用するかは、国により異なります。

2. 関税率の検索方法

各国の税関のホームページ等を利用した検索方法もありますが、より便利なツールとして、日本貿易振興機構（JETRO）のウェブサイト内の「世界各国の関税率」（<http://www.jetro.go.jp/biz/tariff/>）というページがあります。ここからは、登録すれば日本在住のどなたでも無料検索をすることが可能です。

《日本貿易振興機構（JETRO）の「世界各国の関税率」での検索方法》

（利用方法について <http://www.jetro.go.jp/biz/tariff/manual/> より抜粋）

■ 検索方法

ログインをすると以下のページが表示され、関税率検索方法を「検索オプション」の3種類から選択できます。

The screenshot shows the WorldTariff website interface. At the top, there is a navigation bar with 'Track' and 'WorldTariff' buttons, and links for 'About WorldTariff', 'Register', and 'Testimonials'. Below this, the 'WorldTariff' logo and 'WorldTariffオンラインデータベース' are displayed. A main text block describes the database as a global source for 120+ countries' tariffs and other tax information. On the left side, there is a sidebar menu with '検索オプション' (Search Options) and 'リソースセンター' (Resource Center). A large bracket on the left side of the page points to the '検索オプション' section, with the annotation '①検索方法を選択⇒' (Select search method ⇒). The '検索オプション' section lists three methods: 'HSコード検索' (HS Code Search), 'テキスト検索' (Text Search), and '複数選択' (Multiple Selection). Below this, the 'ツールと情報' (Tools and Information) section lists 'リソースセンター' (Resource Center), 'WorldTariffアラート' (WorldTariff Alert), and 'WorldTariffアラート通知サービス' (WorldTariff Alert Notification Service).

＜HSコードで検索する方法＞

- ① メニューから「HSコード検索」をクリック。
- ② 「仕向け国/輸出先」から検索したい国・地域を選びます。
- ③ 「類/部名」から検索したいHSの頭2桁を選びます。（花きは「06」です）
- ④ 「項」から検索したいHSの頭4桁を選びます。
- ⑤ Submit ボタンをクリックします。

WorldTariffSM
HS Number Search ? クイックヘルプ 印刷版

仕向け国/輸出先 ② (HS コードで検索する場合)

European Union ▼

類/部名 ③

06 - Live trees and other plants; bulbs, roots and the like; cut flowers and ornament ▼

項 ④

0603 - CUT FLOWERS AND FLOWER BUDS OF A KIND SUITABLE FOR BOUQUE ▼

テキスト 番号 リセット Submit ← ⑤

このツールを使って得た関税およびその他の税の検索結果は、為替レートの変動や関税率の流動性に基づき変わる可能性があります。

<商品名（英語）で検索する場合>

- ① メニューから「テキスト検索」をクリック。
- ② 「仕向け国/輸出先」から検索したい国・地域を選びます。
- ③ 「テキスト」欄に検索したい商品名の単語（英語）を入力します。
- ④ **Submit** ボタンをクリックします。
- ⑤ 検索結果から該当するものをクリックします。

* 注：検索結果では3.で指定した単語がハイライト表示されます。

「テキスト検索」はHS Description（HS 品目定義）の全文検索になります。
 そのため、必ずしも一般的な用語では検索できないことがあります。

WorldTariffSM
HS Number Search ? クイックヘルプ 印刷版

仕向け国/輸出先 ② (商品名（英語）で検索する場合)

European Union ▼

類/部名

06 - Live trees and other plants; bulbs, roots and the like; cut flowers and ornament ▼

項

0603 - CUT FLOWERS AND FLOWER BUDS OF A KIND SUITABLE FOR BOUQUE ▼

テキスト ③ **単語（英語）** 番号 リセット Submit ← ④

このツールを使って得た関税およびその他の税の検索結果は、為替レートの変動や関税率の流動性に基づき変わる可能性があります。

<複数の国・番号を指定する場合>

- ① メニューから「複数検索」をクリックします。
- ② 「仕向け国/輸出先」から検索したい国・地域を選びます。
- ③ 「類/部名」から検索したい HS の頭 2 桁を選びます。
- ④ 「項」から検索したい HS の頭 4 桁を選びます。
- ⑤ Submit ボタンをクリックします。

*複数の国・地域あるいは HS 番号の指定方法

範囲指定 → SHIFT キーを押しながら選択

複数指定 → CTRL キーを押しながら選択

WorldTariffSM
Multi-Select クイックヘルプ 印刷版

(複数の国・番号を指定する場合)

仕向け国/輸出先

Thailand
Trinidad and Tobago
Tunisia
Turkey
Turkmenistan
Ukraine

← ② *複数の国・地域あるいは HS 番号の指定方法
範囲指定 → SHIFT キーを押しながら選択
複数指定 → CTRL キーを押しながら選択

類/部名 ③

01 - Live animals
02 - Meat and edible meat offal
03 - Fish and crustaceans, mollusks and other aquatic invertebrates
04 - Dairy produce; birds' eggs; natural honey; edible products of animal origin, not
05 - Products of animal origin, not elsewhere specified or included
06 - Live trees and other plants; bulbs, roots and the like; cut flowers and ornament

項 ④

0601 - BULBS, TUBERS, TUBEROUS ROOTS, CORMS, CROWNS AND RHIZOMES,
0602 - OTHER LIVE PLANTS (INCLUDING THEIR ROOTS), CUTTINGS AND SLIPS;
0603 - CUT FLOWERS AND FLOWER BUDS OF A KIND SUITABLE FOR BOUQUE
0604 - FOLIAGE, BRANCHES AND OTHER PARTS OF PLANTS, WITHOUT FLO

テキスト 番号 ← ⑤

このツールを使って得た関税およびその他の税の検索結果は、為替レートの変動や関税率の流動性に基づき変わる可能性があります。

■ 検索結果の見方

< 検索結果に表示される項目 >

- ① Section Notes = 該当するセクションに関する注記です。
- ② Chapter Notes = HS2 桁の分類定義に関する注記です。
- ③ End Notes = 個別品目毎の注記。関税率欄の[1],[2]などに対応しています。日本の場合は対象品目に関わる法規や輸入割当対象等の情報が記載されています。

European Union - Chapter 06			
① Trees and ornamental plants; ② foliage; ③ roots and the like; cut flowers			
Section Notes Chapter Notes End Notes			UOM=単位
HS Number	Description	UOM	MFN
0603	CUT FLOWERS AND FLOWER BUDS OF A KIND SUITABLE FOR BOUQUETS OR FOR ORNAMENTAL PURPOSES, FRESH, DRIED, DYED, BLEACHED, IMPREGNATED OR OTHERWISE PREPARED:		
	- Fresh:		
0603.11.00.00	-- Roses	kg	8.5% ¹
0603.12.00.00	-- Carnations	kg	8.5% ¹
0603.13.00.00	-- Orchids	kg,no.	8.5% ¹
0603.14.00.00	-- Chrysanthemums	kg,no.	8.5% ¹
	-- Other:		
0603.19.10.00	--- Gladioli	kg,no.	8.5% ¹
	--- Other:		
0603.19.90.10	---- Proteas	kg	8.5% ¹
0603.19.90.20	---- Of the genus Banksia, Leucadendron, Brunia and Forsythia	no data	8.5% ¹
0603.19.90.90	---- Other	kg	8.5% ¹
	- Other:		
0603.90.00.10	-- Not further prepared than dried, dyed or bleached, for use in the manufacture of potpourri of subheading 3307.49.00	kg	Free ^{1,9}
0603.90.00.90	-- Other	kg	10%

▲品目の HS コードをクリックし、JAPAN の欄で日本に適用される税率を確認してください。また輸入時に必要なその他の税についても検索できます。

なお、花きについての検索は、HS コードの知識が必要です。

「HS コード」とは "Harmonized Commodity Description and Coding System" (商品の名称および分類についての統一システム) に関する国際条約 (HS 条約) で定められた商品を分類する番号のことです。商品を輸出入する際には、この HS コードによって品目を特定します。関税率は、HS コードごとに決められています。なお、上 6 桁までが世界共通で、それ以降は各国によってことなります。

(花きに関する HS コード分類：上 4 桁)	
0601	球根等
0602	樹木、鉢物類等
0603	切り花類等
0604	切葉類等

※日本における HS コード分類については、次ページ参照。

表：日本における HS コード分類：平成 19 年度実行関税率表（花き関係）

番号 No.	統計 細 分 Stat. Code No.	品 名	税 率 Rate of Duty				Description
			基 本 General	協 定 WTO	特 恵 Preferen- tial	暫 定 Tempor- ary	
06.01		りん茎、塊茎、塊根、球茎、冠根及び根茎（休眠し、生長し又は花が付いているものに限る。）並びにチコリー及びその根（第12.12項のものを除く。）					Bulbs, tubers, tuberous roots, corms, crowns and rhizomes, dormant, in growth or in flower; chicory plants and roots other than roots of heading No.12.12:
0601.10		りん茎、塊茎、塊根、球茎、冠根及び根茎（休眠しているものに限る。）	無 税 Free	(無税) (Free)			Bulbs, tubers, tuberous roots, corms, crowns and rhizomes, dormant:
	010	－ユリ属のもの					Lilies spp.
	020	－チューリップ					Tulips
	090	－その他のもの					Other
0601.20	000	りん茎、塊茎、塊根、球茎、冠根及び根茎（生長し又は花が付いているものに限る。）並びにチコリー及びその根	無 税 Free	(無税) (Free)			Bulbs, tubers, tuberous roots, corms, crowns and rhizomes, in growth or in flower; chicory plants and roots
06.02		その他の生きている植物（根を含む。）挿穂、接ぎ穂及びきのこ菌糸					Other live plants (including their roots), cuttings and slips; mushroom spawn:
0602.10	000	根を有しない挿穂及び接ぎ穂	無 税 Free	(無税) (Free)			Unrooted cuttings and slips
0602.20	000	樹木及び灌木（食用の果実又はナツトのものに限るものとし、接ぎ木してあるかないかを問わない。）	無 税 Free	(無税) (Free)			Trees, shrubs and bushes, grafted or not, of kinds which bear edible fruit or nuts
0602.30	000	しゃくなげ、つつじその他のつつじ属の植物（接ぎ木してあるかないかを問わない。）	無 税 Free	(無税) (Free)			Rhododendrons and azaleas, grafted or not
0602.40	000	ばら（接ぎ木してあるかないかを問わない。）	無 税 Free	(無税) (Free)			Roses, grafted or not
0602.90		その他のもの	無 税 Free	(無税) (Free)			Other:
		－きのこ菌糸					Mushroom spawn
	011	－しいたけのもの					Of shiitake mushrooms
	019	－その他のもの					Other
	090	－その他のもの					Other
06.03		切花及び花芽（生鮮のもの及び乾燥し、染色し、漂白し、染み込ませ又はその他の加工をしたもので、花束用又は装飾用に適するものに限る。）					Cut flowers and flower buds of a kind suitable for bouquets or for ornamental purposes, fresh, dried, dyed, bleached, impregnated or otherwise prepared:
0603.10		生鮮のもの	無 税 Free	(無税) (Free)			Fresh
	010	－ラン科のもの					Orchis
	020	－キク属のもの					Chrysanthemums spp.
	030	－ユリ属のもの					Lilies spp.
	040	－ばら					Roses
	050	－カーネーション					Carnations
	090	－その他のもの					Other
0603.90	000	その他のもの	無 税 Free	(無税) (Free)			Other
06.04		植物の葉、枝その他の部分（花及び花芽のいずれも有しないものに限る。）、草、こけ及び地衣（生鮮のもの及び乾燥し、染色し、漂白し、染み込ませ又はその他の加工をしたもので、花束用又は装飾用に適するものに限る。）					Foliage, branches and other parts of plants, without flowers or flower buds, and grasses, mosses and lichens, being goods of a kind suitable for bouquets or for ornamental purposes, fresh, dried, dyed, bleached, impregnated or otherwise prepared:
0604.10	000	こけ及び地衣	5%	3%	無税 Free		Mosses and lichens
		その他のもの					Other
0604.91	000	生鮮のもの	5%	3%	無税 Free		Fresh
0604.99	000	その他のもの	5%	3%	無税 Free		Other

注：1 この類には、第06.01項のチコリー及びその根の場合を除くほか、通常、苗、苗木又は花きの生産業者又は販売業者が提供する樹木（生きているものに限る。）その他の物品（野菜の苗を含む。）で、栽培用又は装飾用のもののみを含むものとし、第7類のばれいしょ、たまねぎ、ジャロット、にんにくその他の物品を含まない。
2 第06.03項又は第06.04項の物品には、全部又は一部をこれらの物品から作った花束、花かご、花輪その他これらに類する物品（附属品のいかなるものを含む。）を含むものとし、第97.01項のコラージュその他これに類する装飾板を含まない。

資料：日本関税協会「実行関税率表」

3. 経済連携協定（EPA）に批准した税率について

(1) 経済連携協定（EPA）の概要

日本と経済連携協定（EPA）締結国の間では、MFN 税率より低い税率（EPA 税率）を定められることから、EPA を結んだ国同士は他国よりも低い税率で輸出入を行うことができます。

この EPA 税率を適用して低税率（あるいは無課税）での輸出をするためには、日本商工会議所が発行する特別原産地証明書発給を行わなければなりません。

(2) 特定原産地証明書の申請方法（タイの場合）

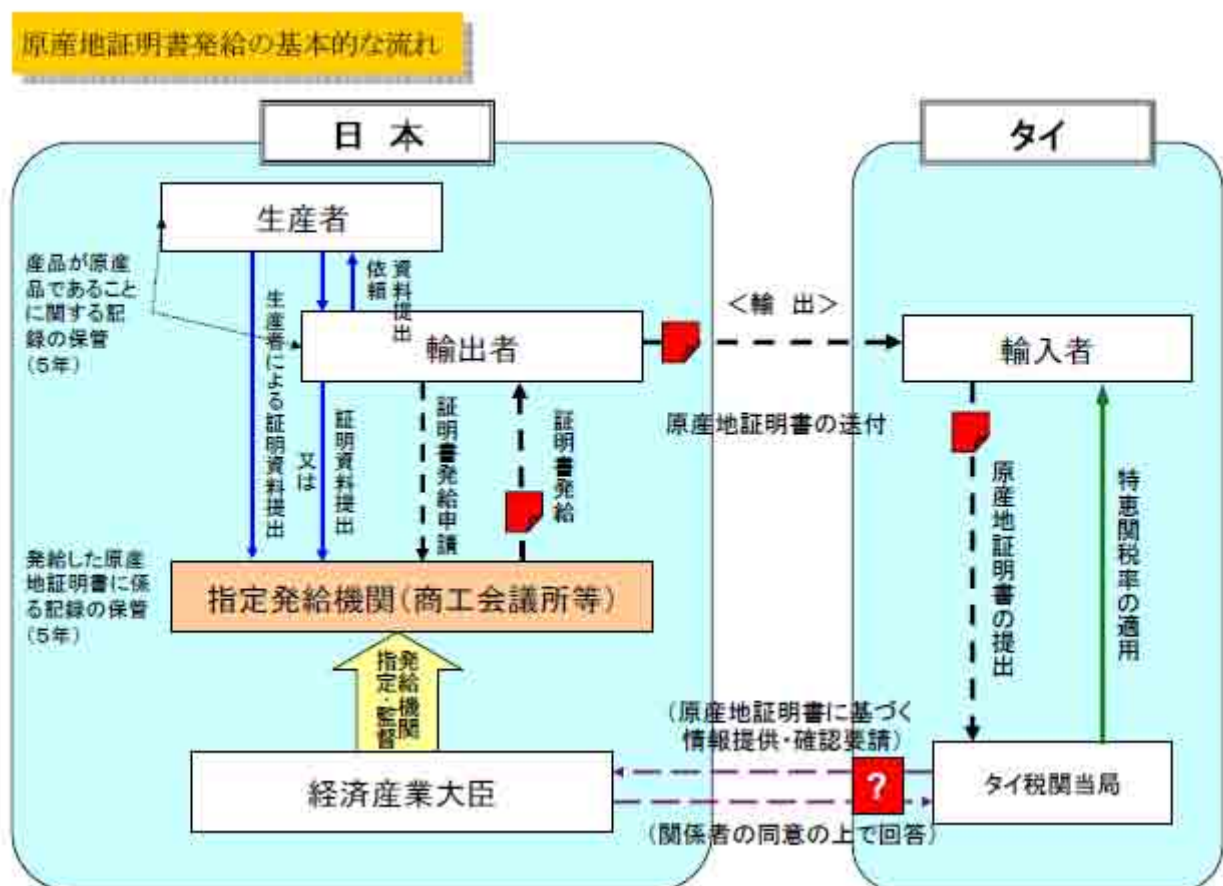
（日本商工会議所 HP より抜粋：<http://www.jcci.or.jp/gensanchi/index-thai.htm>）

《特定原産地証明書発給の基本的な流れ》

【ステップ1】輸出者が、日本商工会議所へ企業登録を行います。（所要7営業日）

【ステップ2】原産品判定依頼をします。（所要3営業日）

【ステップ3】輸出者が特定原産地証明書の発給申請を行います。（所要2営業日）



（出所：「日・タイ経済連携協定 原産地規則について（経済産業省）」

※「日タイ EPA に基づく特定原産地証明書発給手続きに関する説明会」（平成 19 年 10 月開催）配布資料（<http://www.jcci.or.jp/gensanchi/thaigaiyou.pdf> より抜粋）

【ステップ1】

① 企業登録

- (1) 「履歴事項全部証明書（発効日から3ヶ月以内）」 *法務局でもらう
- (2) 「特定原産地証明書の需給に関する委任／署名／電子情報処理組織による支援を受けるための識別番号・暗証番号設定に係る通知書」
- (3) 発給申請書の記載事項の英語表記等通知書

* (2)、(3) は日本商工会議所に返信用封筒（140円）を同封して請求。申請先は日本商工会議所。

生産者（産地）と輸出者が異なる場合、この特定原産地証明書は、生産者側からの証明書を添付すれば、輸入業者が行うことができるため、この企業登録においても輸入業者等が登録をすれば、生産者がそれぞれ登録をする必要はありません。

また、同様に細かい農家が集まった農協などでも、農協が産地を取りまとめるということであれば、その農協が登録をしさえすればよいです。

【ステップ2・3】

さて、企業登録が済めば、「JCCI 特定原産地証明書発給システム」が利用可能になり、次の②原産品判定依頼と、③特定原産地証明書の発給申請は、この「JCCI 特定原産地証明書発給システム」で行うこととなります。また、②原産品判定依頼は、ネット上では完了するが、③特定原産地証明書、③特定原産地証明書の発給申請は、典拠資料として「生産証明書」と領収書や納品書等の添付が必要です。

詳細は日本商工会議所ホームページでマニュアルがダウンロードできます。

日本・タイ経済連携協定（EPA）に基づく特定原産地証明書の発給手続きについて

<http://www.jcci.or.jp/gensanchi/index-thai.htm>

特定原産地証明書発給に関するお問い合わせ先

日本商工会議所 国際部 特定原産地証明担当

TEL：03-3283-7850、FAX：03-3216-6497

E-mail：tokuteico@jcci.or.jp

上記本部以外にも、全国各地に21か所の地方事務所があります。

お近くの事務所へお問い合わせください。

日本商工会議所HP <http://www.jcci.or.jp/gensanchi/index.htm>

経済産業省 貿易協力局 貿易管理部原産地証明室 TEL：03-3501-0539（直通）

(3) 経済連携協定 (EPA) の発効時の注意点について

《日タイ経済連携協定 (EPA) と特定原産地証明書の発給についての注意事項》

2006年11月から発効された日タイ経済連携協定 (JTEPA) により、従来まで課せられていた関税が、0%もしくはそれに近い割合になり、今後の輸出促進に期待がかかる点ではあります、以下の点に注意しなければなりません。

【注意点1】 税率がすぐにゼロになるわけではない

税率が発効後すぐに効果を発揮し、関税率がゼロもしくは低税率になるものと、段階的に年を追うごとに減っていくものがありますので、注意が必要です。

HSコード		0602.40.000	0603.11.000	
品名		ばら(根つき)	ばら(切り花)	
関税率	MFN 税率	30%	54%	
	日タイEPA経済連携協定適用税率	2007年度	26.67%	0.00%
		2008年度	23.33%	0.00%
		2009年度	20.00%	0.00%
		2010年度	16.67%	0.00%
		2011年度	13.33%	0.00%
		2012年度	10.00%	0.00%
		2013年度	6.67%	0.00%
		2014年度	3.33%	0.00%
		2015年度	0.00%	0.00%
		2016年度	0.00%	0.00%
		2017年度～	0.00%	0.00%

日タイEPA経済連携協定による年度別適用税率一覧 (左図) 同じバラでも分類によって、発効後に無税になるものと、年を追って減っていくものがある。

【注意点2】 最恵国待遇 (MFN) 関税との逆転現象について

JTEPA が 2006 年 11 月に発効した一方で、タイが相次いで最恵国待遇 (MFN) 関税の引き下げを行った結果、JTEPA で定める税率が MFN より上回ってしまうという逆転現象が起きている品目があると日本貿易振興機構 (JETRO) は注意を促しています (2007 年 10 月 19 日付)。JETRO が独自に行った税率の照合によると、JTEPA で規定されている税率 (HS2002) と現行 MFN 税率 (HS2007) とで分類体系が異なり正確な比較が難しいところもありますが、JTEPA で MFN より優遇される品目が全体

の6割弱ほどを占める一方、およそ4分の1程度の品目についてMFNと税率が逆転する可能性があるものと見られるとのことです。税率の逆転状態は、段階的にJTEPAにより税率が段階的に引き下げられる過程において、概ね順次解消されていくが、一方で今後のタイ側のMFN税率引き下げの動きによっては、解消がそれほど進まないことも考えられるので、最新の情報を参照しJTEPAとMFNの税率の差を見比べる必要があります。(<http://www.jetro.go.jp/news/announcement/20071019954-news> より抜粋)

ただし、花き類(HSコード:06類)については現在のところこの逆転現象は見られない。しかし、今後MFN税率が引き下げられることも考えられるので注意が必要です。

EPAの輸出全般に関する問い合わせ先

●メールで受け付け●

経済産業省 通商政策局 経済連携課

epa-soudan@meti.go.jp

●電話で受け付け●

日本貿易振興機構 (JETRO)

東京：貿易投資相談センター

貿易投資相談課・EPA班

TEL：03-3582-5171

大阪：大阪本部貿易投資相談センター

TEL：06-6447-2307

名古屋：名古屋貿易情報センター

TEL：052-21104517

IV 輸出実践情報

1. 輸出フロー（各名称、役割、所要時間など）

輸出を行うに際しては、国内のバイヤーとの商談では必要とされない作業や計算が必要となります。花き輸出に際しての大まかな業務フローは、下図とおりです。

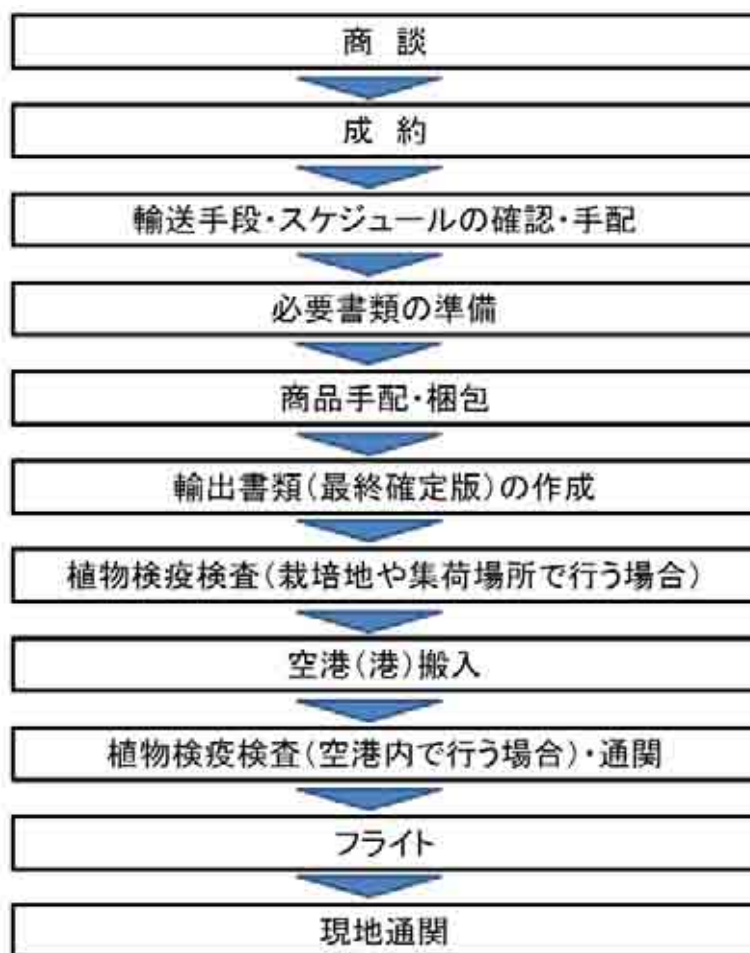


図. 花き輸出に係る業務フロー

2. 輸出に係る業務内容

① 商談

商談を行うにあたり、必要な情報が提案する商品リストと単価、目的地までの運賃見積もり、積載率（海上コンテナ輸送の場合は何箱詰めるか、航空便輸送の場合は容積重量がどのくらいか？）を算出しておかないと海外バイヤーに対して現地にどのくらいの金額で輸出可能かを示すことができません。とはいえ、輸出ができるかわからない段階で航空運賃の交渉をすることも難しいでしょう。新規相手先への商談をする際は、バイヤーの反応をみる取掛かりとして運賃や国内での輸出諸掛を含まない Ex-Works 条件（商品本体の価格のみ）で提示するのが無難です。この条件で高いという反応が返ってきたら、輸出の可能性は全くない相手と判断することができます。

② 成約

価格提示を行い、お互いにコスト面や支払い条件での折り合いがついて成約となると、まずは **Invoice** をメールもしくは **FAX** で顧客に送信して注文の確定（コンファIRMーション）のサインをもらいましょう。特に、洋蘭の鉢物などのようにワシントン条約に係る輸出規制がある商材については、輸出許可関連書類を取得するために **Invoice** などの売買契約書類の写しの提出が必要となります。

③ 輸送手段・スケジュールの確認・手配

成約となる際には、現地バイヤーが希望する現地到着日も確定していると思います。この納期に間に合うようフライト出発日を選び、植物検疫に所要する日数に応じて空港（港）への搬入日を決めてフォワーダー業者に輸送手段の手配を依頼しましょう。

④ 輸出許可関連書類の準備

輸出する商品によっては、ワシントン条約による輸出制限品に該当する場合があります。ワシントン条約による輸出制限品の輸出で取得を義務付けられている **CITES** や、商工会議所発行の原産地証明書などの取得は、即日取得することが難しいため、商談を行う際にもある程度ゆとりをもった納期で交渉をすることが必要です。特に、中国や香港などのアジア向けに輸出が定着しつつあるシンビジウムなどの洋蘭類の鉢物などを輸出する場合には、必ず **CITES** の取得が必要となりますので、商談が成約したら直ちに申請を行いましょう。

日本政府発行の植物検疫検査合格証明書が必要な相手国に輸出する場合、輸出前に日本側での植物検疫検査が必要となります。日本での植物検疫検査を申請する際に、中国、香港、台湾、アメリカ等国や地域によっては、現地政府が発行した植物検疫検査要求事項入りの現地バイヤーに対する輸入許可書（もしくは輸入検疫許可書）が必要となる場合がありますので、新規対象国に輸出ビジネスを始められる方は、事前に植物防疫所に確認を行いましょう。

また、物理的な理由で植物検疫検査を受けるために商品を植物防疫所に持ち込むことが難しい植木・盆栽類や、大量のシンビジウムなどは、植物防疫所の出張検疫を産地や市場で受けることが可能ですが、この場合は、事前に出張検疫の予約が必要となります。検査の予約には、一般的に 2 週間程度の猶予を見ておいたほうが無難です。特に年度末は予約が込み合いますので注意してください。植物検疫の予約は電話でできますが、事前に検疫申請書の **FAX** 送付を求められますので、申請書も事前に作成しましょう。

なお、植物検疫検査申請書の提出後に数量や品目に変更になることはかまいませんが、変更になった時点で修正した植物検疫検査申請書を再度植物防疫所に送信しましょう。署名押印したオリジナルの植物検疫検査申請書は、検査当日に検疫官に手渡しします。出張検疫の場合は、植物検疫合格証明書の発行は、一般的には翌日以降となります。

なお、航空便での輸送で植物検疫検査をフォワーダー業者に依頼する場合は、申請書の作成はフォワーダー業者が代理作成してくれます。ただし、検査予約の際に輸出する

商品の明細が必要となりますので、フォワーダー業者に輸出商品明細を事前に送付する必要があります。

⑤ 商品手配・梱包

商品手配の際に気をつけることは、調達先（生産者や市場）に対して、商品規格・入り数・箱サイズなどをきちんと注文通りに守ることを念押しすることです。特に、生産者の出荷箱を輸出にそのまま用いる場合には、箱サイズや入り数が変わると運賃に大きな影響を及ぼしますので注意が必要です。特に、同じ単価で本数は確保できても箱あたりの入り数が減り箱数が増えてしまった場合は、運賃が余分にかかってしまい、最悪の場合は、収支が赤字となってしまう恐れがありますので注意が必要です。

箱にはパッキングリストに記載するとおりに番号を記入しましょう。基本的には、箱番号さえ入っていれば輸出手続き上問題はありますが、植物検疫検査を受ける際に商品を明確にしたり、現地に到着した際の輸入手続きや現地バイヤーの商品仕分けをしやすくするために、箱番号だけでなく商品名、規格なども一緒に記載したラベルシールを作成して貼るとよいでしょう。

⑥ 輸出書類（最終確定版）の作成

輸出する商品が入荷し数量が確定したら、確定版のインボイスとパッキングリストを作成します。インボイスとパッキングリストは輸出通関や現地での輸入通関で必ず必要となる書類で、特にインボイスがないと輸出はできません。通常はインボイスとパッキングリストを別々に作成しますが、**Invoice & Packing List** として1枚にまとめても差しつかえありません。

⑦ 植物検疫

植木・盆栽類やシンビジウムのように船便で大量に輸送する場合は、農場や集荷場所での出張検疫検査を受けると便利です。検査に合格した後に農場や集荷場所で直接コンテナに積めることができ、港の保税倉庫でコンテナ積み込みを業者に依頼するよりも大幅なコストの削減を図ることが可能です。この場合は、植物検疫検査の申請は輸出者自身で行うことになります。

なお、出張検疫の場合は、検査場所の最寄り駅から検査場所へは、輸出者が検疫官の送迎をすることになりますが、ご自身で最寄りの植物検疫所にトラックで荷物と検査補助員数名を連れていくよりも輸出者のコスト面や人員面での負担は少なく済みます。出張費用は無料です。

航空便で輸送し植物検疫検査をフォワーダー業者に依頼する場合は、商品手配・梱包および輸出書類の作成が終わったら空港に搬入しましょう。

⑧ 空港（港）搬入

商品の梱包と書類作成が終わったら、輸出する空港もしくは港へ商品を搬入します。

搬入に用いる輸送手段は、自社トラックもしくはチャータートラックが一般的に用いられていますが、少量の場合や複数業者から少量ずつ調達する場合は、宅配便での納品でもかまいません。搬入先については、フォワーダー業者指定の空港内もしくは空港近隣の設備に行くこととなりますので、輸送を依頼するフォワーダー業者から支持を仰いで下さい。

相手国が植物検疫証明書を必要とする場合は、商品手配後に輸出者自身で検査を受けることもできますが、航空便で輸出する場合は、フォワーダー業者に空港内での植物検疫検査作業を代行してもらおうと便利です。

⑨ 通関

植物検疫検査に合格して輸出条件が整った後に通関申請を行います（植物検疫合格証明書が必要とされない国は、空港搬入後直に通関申請を行います）。この作業は通常フォワーダー業者が代行しますので、輸出者自身で行う必要はありません。ワシントン条約で制限を受けている品目については、通関に若干の時間がかかる場合がありますが、通常は、数時間で手続きが完了します。

⑩ フライト

花き類は、生鮮品扱いで国際輸送されることがほとんどのため、通関申請中は通常冷蔵保税倉庫で保管されています。通関が完了後、航空会社が指定する搬入時間まで冷蔵保税倉庫で保管され、搬入時間になると航空会社に引き渡されてパレットもしくはコンテナ組み込みされて航空機に積載されます。

船便の場合は、B/Lや植物検疫証明書などの書類を本船が出港後にただちに送付するとともに、現地バイヤーに必ず搭載便名と到着予定日を伝えるようにしてください。航空便では当日か翌日には輸出相手国に商品が到着しますが、例えば欧州向け船便輸出では到着まで1カ月近く要します。まれに現地バイヤーが到着日を失念する恐れがありますので、到着予定日が近づいた頃に再度到着が近い旨を伝えておくのもよいでしょう。

⑪ 現地での植物検疫・通関

現地に到着すると植物検疫検査（対象国のみ）が実施された後、通関した後に現地バイヤーは商品を引き取ることができます。現地通関の手配は、日本側ではなくバイヤー側で行うのが一般的ですので、日本側で手配することはまずありません。ただし、輸出関連書類（Invoice や AWB）に現地の通関業者の情報を記載するよう求められることがありますので、その際には、きちんと情報を記載しましょう。記載を忘れた場合、きちんと指定通関業者に商品が引き渡されずトラブルとなることがあります。

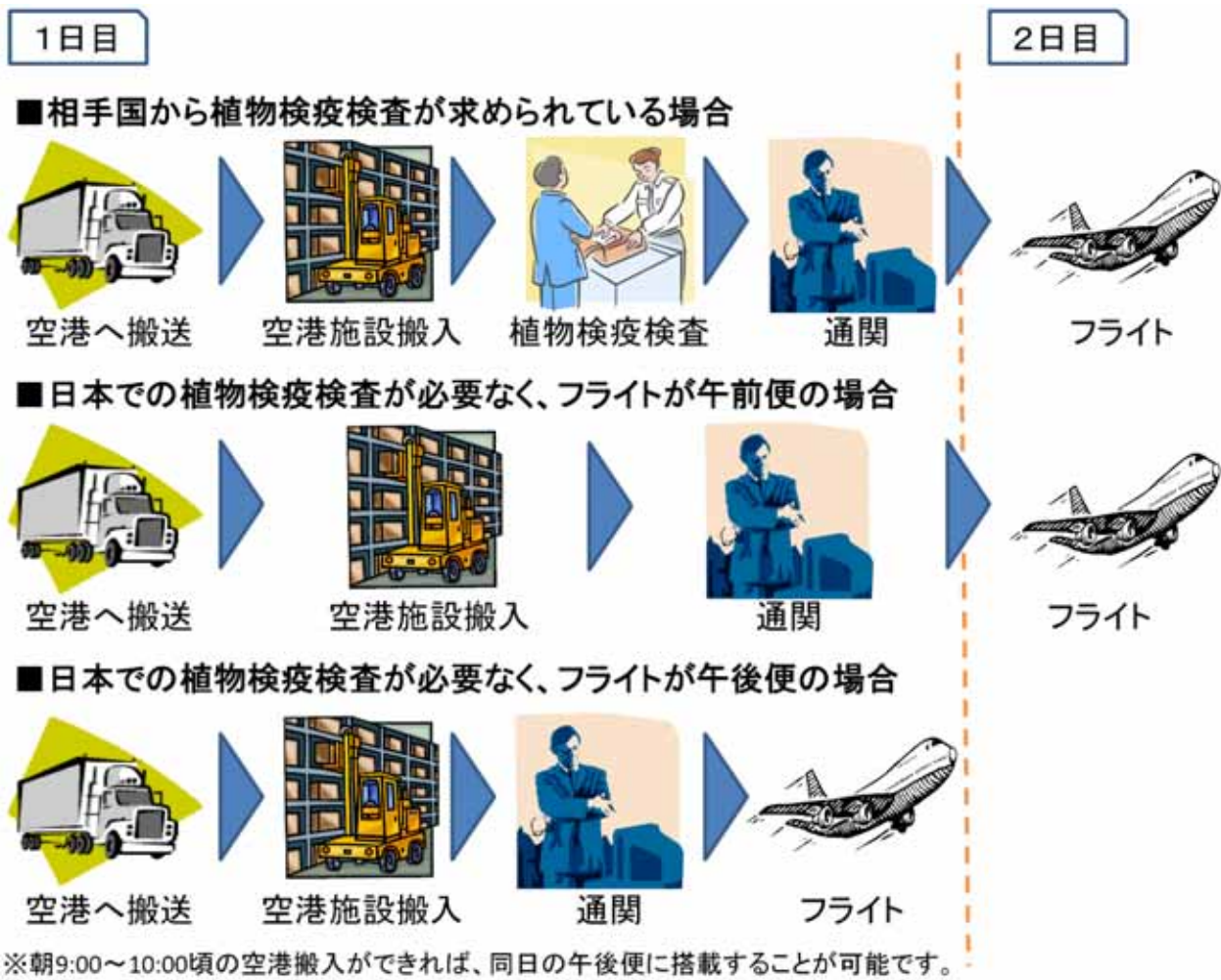


図. 航空便輸送における空港搬入～フライトまでのタイムフロー

3. 出入港地情報

(1) 日本・出港地情報

国内の大規模国際空港は、成田国際空港、関西国際空港、中部国際空港の3つがあります。いずれも主要国への直行便が就航していますが、便数の多さでは成田、次いで関西が有利といえます。これ以外の空港でもロシア、中国、香港、台湾、タイなどの花き輸出の可能性のある国・地域への直行便が就航している都市がありますので、輸出をこれから計画している産地や企業の方は、国際便が就航している近隣空港で輸送が可能な都市のバイヤー探しから着手するのもよいでしょう。国際線を就航している主な空港は、下記のとおりです。

■成田空港

世界36カ国、2地域の95都市に就航。乗り入れ航空会社は71社（2007年3月現在）で、世界の主要都市はほぼ網羅する日本最大の国際空港。花き輸出の可能性のある国・地域に直行便を飛ばしていますが、現在、発着枠は常にフルな状態で、新規に日本への

乗り入れを希望する中東や中央アジアへのアクセスでは、関西国際空港のほうが優位性が高い場合があります。

■関西国際空港

世界 30 カ国・地域の 73 都市に就航。乗り入れ航空会社は 58 社（2006 年 10 月現在）で、世界の主要都市へ就航するほか、ドバイやカタールなどの中東諸国や中央アジア、中国の地方都市などにおいては、成田空港からは就航していない国や都市へ直行便を就航させているのが特徴です。

■中部国際空港

世界 16 カ国・地域の 32 都市に就航。乗り入れ航空会社は 58 社（2007 年 7 月現在）で、成田や関西空港のように花き流通の世界的なハブとなっているオランダへの直行便の就航はありませんが、ドバイや中国などの新興の花き消費マーケットへのフライトが近年充実してきているのが特徴です。

■国際線定期便をもつ地方空港

成田、関西、中部の 3 つの大型国際空港以外にも、近年、国際線定期便を就航させる空港が増えてきています。大半がソウル便ですが、ロシア、中国、香港、台湾、タイなどの花き輸出相手先として有望な国や地域への直行便就航が近年増加傾向にあります。

広島空港や福岡空港では、バンコクへの直行便が就航していることから、バンコクの新空港に設置されたペリシャブルセンター（生鮮品の乗り継ぎ時の保管に使用できる近代的な冷蔵保税倉庫）を活用してタイ航空のグローバルネットワークの就航都市に輸出することも考えられるでしょう。また、ソウルは、アジアのなかでも大規模なハブ空港として機能しており、輸送する商材や季節によっては、ソウル経由で世界の主要都市に輸出をすることもできるでしょう。バンコク・ソウルともに、海外から日本に輸出される切花の乗り継ぎ地点としてすでに利用されています。

また、一般的に航空運賃は、経由便のほうが直行便よりも安くなる傾向にあり、場合によっては有利な条件で地方空港からの輸出ができるかもしれません。国際線の定期便を就航させている主な空港と就航都市は、下記のとおりです。

- 旭川航空 ソウル
- 新千歳空港 ソウル、釜山、北京、大連、上海、香港、台北、ユジノサハリンスク、
グアム
- 函館空港 ソウル、ユジノサハリンスク
- 青森空港 ソウル、ハバロフスク（夏季のみ）
- 秋田空港 ソウル
- 仙台空港 ソウル、北京、大連、上海、長春、広州、香港（秋・冬季のみ）、
台北、グアム

○福島空港	ソウル、上海
○新潟空港	ソウル、上海、ハルビン、ハバロフスク、ウラジオストク、イルクー ツク（夏季のみ）、グアム
○富山空港	ソウル、上海、大連、ウラジオストク
○小松空港	ソウル、上海
○米子空港	ソウル
○岡山空港	ソウル、北京、上海、大連、グアム
○広島空港	ソウル、北京、大連、上海、台北、バンコク、グアム
○高松空港	ソウル
○松山空港	ソウル、上海
○新北九州空港	上海、広州、ウラジオストク（夏季のみ）
○福岡空港	ソウル、釜山、済州、北京、上海、大連、広州、瀋陽、長春、青島、 香港、台北、マニラ、バンコク、ホーチミン、シンガポール、グアム
○長崎空港	ソウル、上海
○大分空港	ソウル
○熊本空港	ソウル
○宮崎空港	ソウル
○鹿児島空港	ソウル、上海
○那覇空港	ソウル、上海、台北

（２）相手国・入港地情報

現在、定期的もしくは不定期にスポットで花き類が輸出されている相手先国・地域としては、オランダ、イタリア、フランス、ドイツなどのEU地域、中国、香港、台湾、タイなどのアジア地域のほかに、アメリカ合衆国、ロシア、アラブ首長国連邦などがあげられます。相手国によって現地政府の輸入制度が異なりますので、本マニュアル中の『２．輸入制限・禁止品目等』をご参照ください。本マニュアルに記載にない国や地域に新規に輸出をされる予定の方は、現地バイヤーに輸入制度について先ずは問い合わせを行いましょう。

その際には、①現地での植物検疫検査の有無と日本側の植物検疫検査合格証の必要性、②原産地証明書の必要性の有無、③鉢物を輸出するに当たっては認められるコンポスト（植え込み材料）の種類、④これまで輸出実績がなく、農林水産省で現地政府からの検疫要求事項が入手できていない国や地域については、現地政府発行の検疫要求事項が書かれた書面を明確にすることを忘れずに問い合わせましょう。

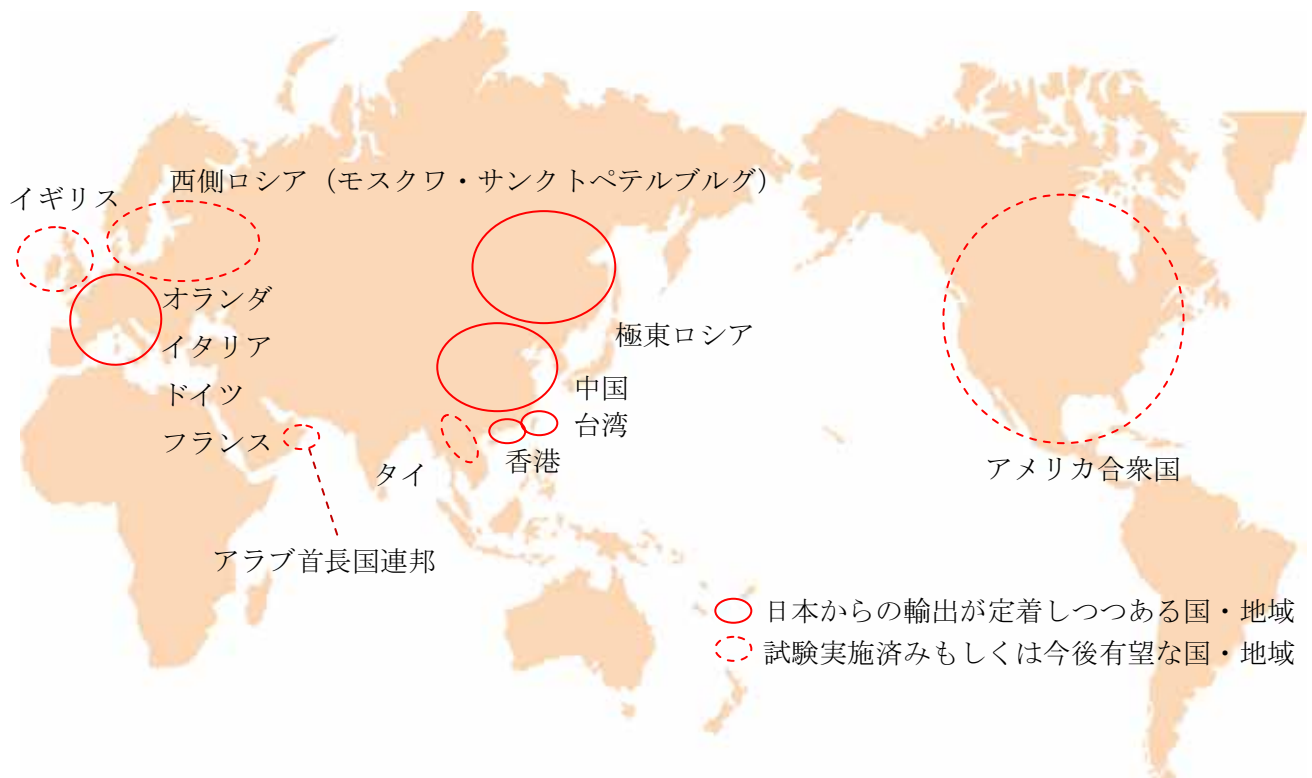


図. 花き輸出事例定着国および試験実施済みもしくは今後輸出先として有望な国・地域

4. 輸送環境についての基礎知識

(1) 国際輸送のポイント

輸出を行うにあたって、国際輸送は花き輸出の成否を左右する最も大きな要因といっても過言ではありません。輸出相手国までの国際輸送を考える際には、コスト面とテクニカル面の両面から最適化を図っていくことが必要となります。

コスト面では、特に、航空運賃の圧縮が成功への大きな鍵となります。特に、はじめての輸出相手国へ輸出する場合は、輸送条件や運賃の交渉も必要となるため、ある程度の余裕をもって事前にフォワーダー業者に見積もり依頼を行ったほうがよいでしょう。

また、料金体系や条件は、フォワーダー業者によって異なるため、はじめて輸出に取り組む場合には複数のフォワーダー業者に見積もり依頼をして比較してみるとよいでしょう。

商談において成否を分ける最も大きな鍵となるのは運賃です。特に、切花や鉢物の航空輸送では、実際の重量よりも箱サイズで算出される容積重量で運賃計算されるケースがほとんどといってよいでしょう。従って、いかに輸送効率を上げる梱包を行えるが商談の成否を分ける大きなポイントです。

実際、花材の単価については、海外バイヤーも相応の単価と判断する場合がありますが、たいていの場合は、障害となるのは運賃の部分です。1キログラムあたりの運賃単価の交渉はもちろん必要ですが、少しでも多くの花材を1つの箱に詰め、かつ痛みがなく

現地へ運ぶことができるパッキングレートを見出してやることにより、現地到着に係る1本（鉢）あたりの単価は大きく変わってきます。

この運賃を少しでも下げるためには、①産地に注文する際に入り数を限界まで増やしてもらい、②商品調達後に自分で入り数を増やして箱数を減らす、③積載効率の高い輸出用の箱を作りすべて輸出用にリパックする、という3つの方法が考えられます。①と②の方法に関しては、産地が国内販売用に作成している箱を使うこととなりますので、商談前に箱サイズを産地に確認して容積重量を明確にしておく必要があります。

（2）クールチェーンについて

航空便を基本的に使用することになる切花輸出において、クールチェーンの確立はその要ともいえる需要課題といってもよいでしょう。特に、温度が高くなる春～秋にかけては最新の注意を払わないと、輸出した切花がカビや蒸れに等よるクレームが発生することになりかねません。

一般的に切花は、10度以上の急激な温度上昇で結露が発生することが知られており、一連の輸出フローの過程における急激な温度変化を10度以下に抑えることが重要な課題です。特に、高温となる夏場に切花を輸出する場合には、細心の注意が必要となります。

いくら産地で夏場に真空予冷をかけて輸出する商品の冷却を行なっても、積み込みの際にトラックがウイング車で側面を開放して積載することになれば、予冷したトラックでも一瞬で荷物室内の温度上昇がおこり、商品は常温に触れることとなります。また、冷却後の急激な温度上昇によってもたらされた結露により、出荷箱内の湿度がほぼ100%となるため、長時間の輸送中に蒸れやカビなどの品質低下が起こる原因となってしまいます。これでは、本来鮮度保持の目的で行った真空予冷が逆効果となってしまいますので、現実的なトータルチェーンにおける温度変化を考慮して目標とする温度マネジメントを組み立てていきましょう。



写真. 産地での真空予冷後のウイング車への積み込み後に発生した結露の成田空港での様子（左）とオランダ到着時の様子（右）

引用元：平成17年度農林水産物海外販路確立対策委託事業実績報告書
（輸出定着事例確立対策（事例1）・農林水産省）



写真. 輸送中の急激な温度変化に起因する結露により発生したオランダ向け輸出りんどう切り花の鮮度劣化の様子

引用元：平成17年度農林水産物海外販路確立対策委託事業実績報告書
 (輸出定着事例確立対策(事例1)・農林水産省)

クールチェーンを考える上で最も大切なのは、単に切花輸送において理想とされる5度という低温で輸送することを考えるだけでなく、実際のフローの中で温度変化のギャップを如何に抑えるかという面でも考えていく必要があります。外気温が低温となる冬場はあまり温度に対して神経質になる必要はありません。しかし、高温となる夏場の輸出の際には、外気温が35℃を超えるような日もあります。そのため、夏場には切花保管に最適とされる5℃を基準にクールチェーンを組み立てるのではなく、結露を防ぐ観点から10℃~15℃を基準にクールチェーンを考えていくのが現実的といえます。

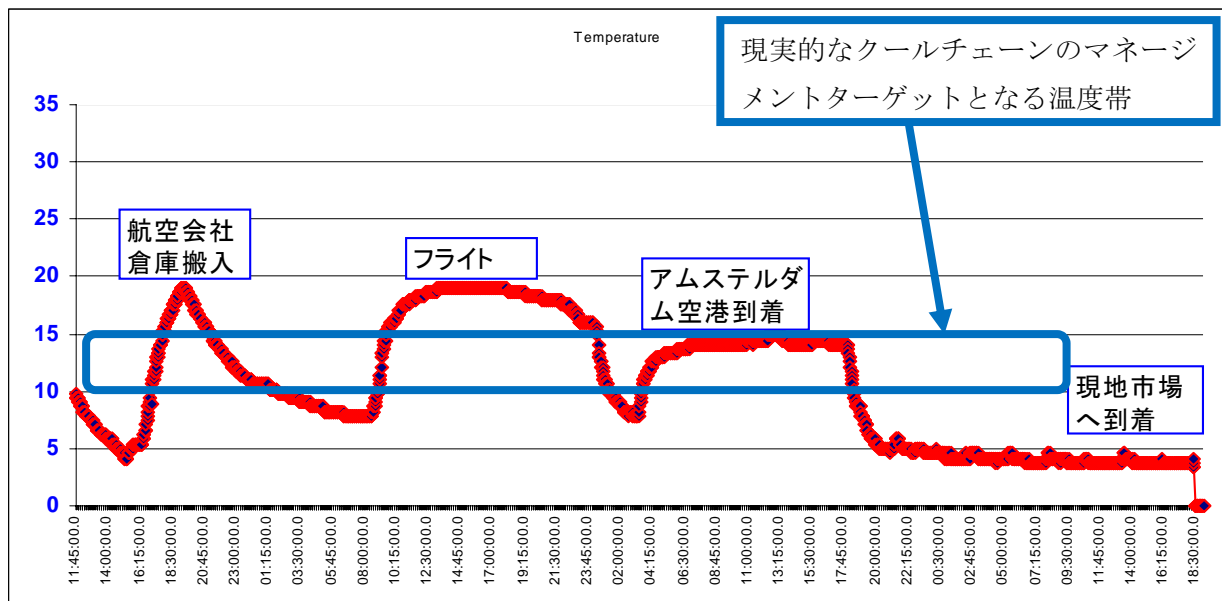


写真. 夏場のオランダ向けりんどう切花輸出における日本から現地到着までの輸送中の温度推移
 引用元：平成17年度農林水産物海外販路確立対策委託事業実績報告書
 (輸出定着事例確立対策(事例1)・農林水産省提供に一部加筆)

(3) 海上輸送のコンテナタイプについて

植木や盆栽、中国向けシンビジウムの輸出には、一般的に海上コンテナでの輸送が行われています。海上コンテナにもいくつかのタイプがあり、用途に応じてどのタイプを利用するかを決定することになります。

① ドライコンテナ

ノーマルコンテナは、空調のないコンテナで、空調設備がないため安い価格で輸送することができます。しかしながら、赤道付近を通過する際には、コンテナ温度が 50℃ 以上になるといわれ、厳冬の地を通過する際には、氷温となってしまうため、一般的に花き類の輸送には適していません。サイズは 20 フィートと 40 フィートがあります。

② オープントップコンテナ

こちらは、天井のないオープンタイプのコンテナです。天井から直接商品がコンテナに収納できるため、大型の植木などを積み込むのにもっとも適したタイプです。天井がないため空調は備えていませんが、通気性もよいため、秋～春にかけて中国などの近距離の植木輸出に用いることができます。ただし、オープントップコンテナほどの船会社もあまり保有していないため、早めのコンテナ確保が必要となります。

③ リーフアーコンテナ

断熱効果の高いパネルを外壁に使用し、冷凍機を搭載した温度調節が可能なコンテナをリーフアーコンテナと呼びます。こちらは、温度だけでなく外気導入の空気循環量まで設定が可能なため、切花・鉢物・植木などすべての花き類の遠距離輸送に適しています。サイズは 20 フィートと 40 フィートがありますが、40 フィートコンテナの場合は高さが 250cm と高いハイキューブタイプのコンテナを選択するとよよいでしょう。ハイキューブタイプであれば、高さ 120cm の直立タイプのシンビジウム輸送箱でも 2 段重ねが、高さ 80cm のアーチ・下垂タイプのシンビジウム輸送箱でも 3 段重ねが可能で、1 鉢あたりの輸送費用を抑えることができます。ただし、ハイキューブタイプのコンテナは、一般のリーフアーコンテナよりも保有台数が少ないため、輸出が決まったら早めにコンテナ確保を行ったほうがよいでしょう。なお、ハイキューブタイプのリーフアーコンテナの設定は、20 フィートコンテナにはありません。

④ その他

20 フィートコンテナと 40 フィートコンテナの見積もりを同時に依頼してみるとわかるのですが、40 フィートの半分のサイズの 20 フィートコンテナだからといって、運賃や輸出諸経費が半額になるかというところではありません。実際には 20 フィートコンテナの運賃は 40 フィートと比較して若干安いかなという程度ですので、海外バイヤーがコストを重視するのであれば、40 フィートコンテナ単位での商談を進めたほうがよいと思います。造形樹タイプの植木輸出を行う際には、あいているスペースに積

載するための落葉樹の苗木などを同時に提案してあげれば、かなりのスペース活用ができるので現地バイヤーが支払う 1 本当たりの運賃コストを大幅に圧縮することができます。海上コンテナでの輸出では広いコンテナスペースの余った空間をいかに活用するかが、商品 1 本 (鉢) あたりの輸送コストを圧縮するための大きな鍵となります。

(4) 航空輸送の輸送条件について

航空輸送では、大きく分けて生鮮貨物輸送 (ペリシャブル貨物ともいいます。) と常温貨物輸送 (一般貨物・ドライカーゴともいいます。) の二つに分かれます。

生鮮貨物輸送では、輸送中の保管時に冷蔵保管が確約されたり、優先的な荷物の積み下ろしが確約されたり、飛行機の冷房の利く部分に積み込んでもらえるなど、生鮮品である花き類の輸送には最も理想的な条件ですが、その分運賃単価も高めの設定となっています。

常温貨物輸送では、基本的にすべての輸送過程において常温での取り扱いとなりますが、運賃設定が生鮮貨物輸送よりも安い設定となっています。貨物の積み下ろしは生鮮品よりも優先順位が低くなりますが、若干の追加料金を支払うことで優先積み下ろしができるサービスを提供している航空会社もあります (JAL が提供する J-Speed サービスなど)。

冬場のアジア向け輸送では、日本側の気温がちょうど冷蔵庫程度であり、現地も比較的涼しい場合が多いため、近距離の輸送であれば温度変化に敏感な切花でも常温貨物輸送を行っても問題ない場合があります。シンビジウムなどの鉢物は容積重量がとて大きくするため、運賃単価の割安な常温貨物輸送はとても魅力的です。実際、農林水産省の補助事業でも冬場の香港向けの試験輸送ではシンビジウムなどの洋蘭類が常温貨物で輸送できることが確認されています。ただし、現地の温度を見極める必要があるため、少量の試験輸送を季節ごとに実施してみるなどして判断材料を収集してから大量の輸送に踏み切ったほうが無難です。特に、鉢物の航空便輸送ではすぐに 100 万円単位の航空運賃が発生してしまうため、経験を積む前に常温貨物輸送を行って失敗したとき損失額も大きくなりますので注意が必要です。

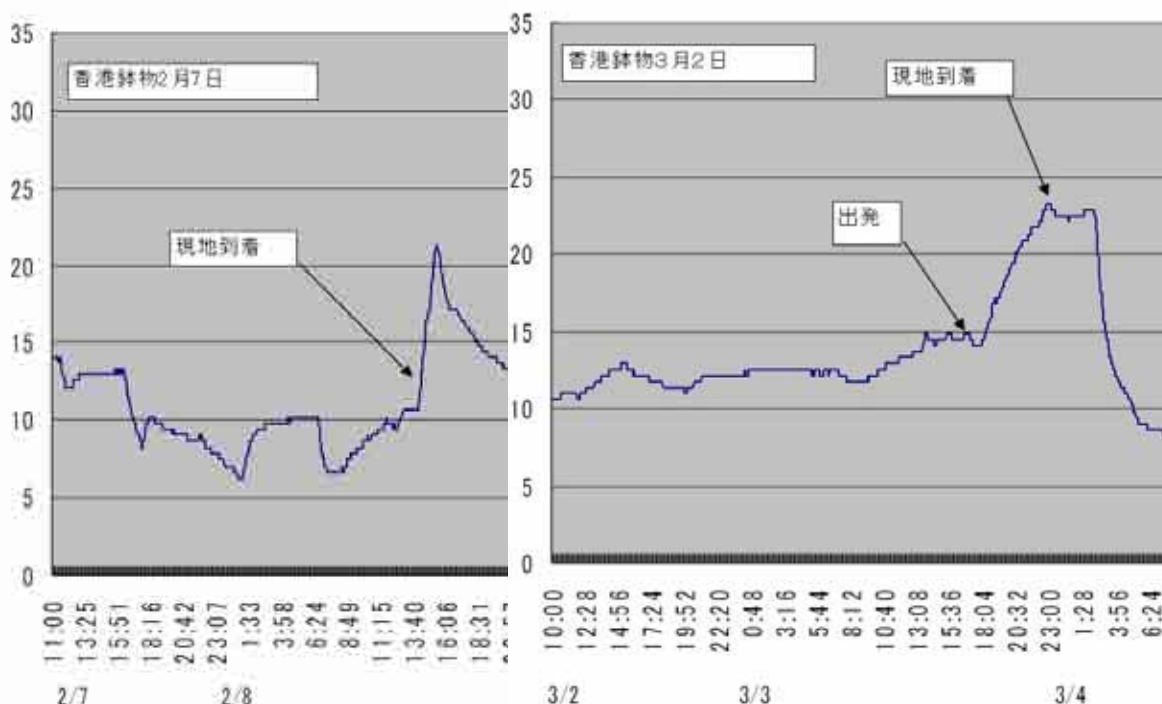


図. 成田～香港へ鉢物常温貨物輸送での輸送箱内温度の推移

引用元：平成18年度知識集約型産業創造対策事業報告書

(輸出促進に向けた長期輸送に耐える技術の調査について・農林水産省提供)

5. フライトの選び方

海外に花き類を航空輸送するにあたり、ルートを決定する要因として大きく二つの輸送パターンがあげられます。

(1) 直行便の利用

鮮度保持が最も重要な課題となる花き類において、直行便の利用が品質の維持という観点では第一のソリューションといえるでしょう。経路便を利用した場合、フライトのルートが遠回りとなるだけでなく、経路地では少なくとも数時間、長ければ一日近くの待機時間が経路地で発生するため、輸送時間は直行便利用が圧倒的に短く有利です。

ただし、就航日が毎日でなく曜日に限定があったり、人気路線ではなかなかスペースが確保できなかつたりという場合もありますので、直行便の利用に関しては、できるだけ早めにフォワーダー業社に予約をお願いしておいたほうが無難です。

(2) 経路便の利用

輸出する相手国・都市に必ずしも直行便が就航しているとは限りません。最寄りの空港から直行便が利用できない場合は、経路便を利用する必要があります。

日本には数多くの航空会社が就航しており、多種多様な都市での乗り継ぎが理論上は可能ですが、経路地の空港の施設・荷受け体制や気候条件によっては著しい商品劣化が発生する恐れがあります。経路便利用が必要な場合は、利用する航空会社の選択を間違えると大きなトラブルの原因になる恐れがありますので、生鮮品輸送に熟知したフォワ

一ター業社に一度問い合わせてみるとよよいでしょう。

また、一般に経由便のほうが直行便と比較して同じ目的地でも運賃が安めに設定されていることも経由便利用を考える際に見逃してはいけないポイントです。直行便はスペース確保の競争率が高いため、輸送する都市によっては1キログラムあたり1000円を超える単価を提示してくる航空会社もあるはずです。しかしながら、花き類のように容積重量が実重量よりも重い商材は、1キログラムあたり500円を超える運賃で輸送するのは、ごく一部の国・地域を除いてコスト的に無理だと思ったほうがよいでしょう。

そこで、もしも航空会社が乗り継ぎ地点できちんとした冷蔵保管を確約してくれるのであれば、運賃設定が安い経由便の利用も考える余地があるといえます。乗り継ぎ時間が極端に短い場合は、冷蔵保税倉庫に搬入する時間はありませんが、経由地が涼しい地域であれば品質にはまず問題は起こらなよいでしょう。逆に、熱帯地域での乗り継ぎを考えるのであれば、空港での荷捌きのスピードが早く、生鮮品の貯蔵施設の充実した空港を利用しなければなりません。ペリシャブルセンターが稼働しはじめたバンコクは、経由便の乗り継ぎ地点として利用しやすい場所だといえるでしょう。また、条件によっては、乗り継ぎ時間が短い場合にも迅速なトランジットを行ってもらえるソウルは、海外から日本向けに輸出され切花輸送でも一般的に乗り継ぎ地点として利用されていますが、厳冬期以外の秋～春であれば乗継地点とえて考える余地があると思います。その他、シンガポールなど日本へ輸入される切花でよく利用されている乗り継ぎ地点からルートを検証してみるのもよいかと思います。ただし、乗り継ぎ便の利用に関しては、航空会社との細かな条件の打ち合わせを行い、確実なオペレーション遂行の確証を得ることが絶対条件です。

6. 決済について（現金決済、LC）

輸出を行うにあたり、まず、第一に考えなければならないのは、代金回収です。いくら無事に商品を現地に届けられても、販売代金が回収できなければその輸出は失敗したということになっていしまいます。

基本的に、新規で輸出を開始する相手先には現金前払いの条件を死守することが最も望ましよいでしょう。もしも輸出した商品に傷みが発生して値引きなどのクレーム処理を行うことになったとしても、代金が全額手元であれば冷静に対処ができるものです。しかし、後払い条件で輸出してクレーム処理を行う場合は、これから差額を現地から払ってもらわなければならない立場となるため、現地側のほうが交渉の主導権をもつことになります。特に、海外に輸出した場合は、輸出者がその場で即座に商品の状態が確認できないため、後払い条件では輸出者の立場のほうが弱くなりがちです。

中でも、国際的なビジネスにまだ慣れていないアジア諸国への輸出の場合には、決済トラブルをさけるためにも前払い条件での取引を強くお勧めめします。

そのほかに、船便での輸出で取引額が大きくなる場合には、海外の取引先から現金で

はなく L/C (Letter of Credit、信用状) での支払を提示してくる場合があります。L/C とは銀行が発行する支払確約書のことで、とくに金額が大きくなる船便輸出では、バイヤー側では遠隔地にいる輸出者が支払いをしてきちんと商品を発送してくれるのかという不安があったり、輸出する側にしてもきちんと入金されるのかという不安をお互いに抱きがちです。そのため、輸出する側と輸入する側双方に確実な決済が確約されるよう、銀行が支払い確約をするというのが L/C 決済のポイントです。

L/C 決済の遂行は、船が出港してからしか行えないため、輸入者にとっては確実に出荷遂行される前に前払いする必要がなくなるとともに、輸出者にとっては船積みと同時に代金回収ができるという双方のメリットがあります。

L/C 決済には、いくつかのパターンがありますが、確実に代金回収ができるのは【一覽払取消不能信用状】(Irrevocable L/C At sight) での決済を行うことです。L/C には、取消可能信用状と取消不能信用状があります。前者は輸入者があとから勝手に内容を変更できるため、全員の了承がない限り内容を勝手に変更できない後者を選択することが重要です。また、At sight (一覽払) 条件がつくことにより、銀行に決済依頼書類を持ち込めば、相手先の銀行は直ちにこの支払依頼を引き受けなければなりません。輸出者にとっては支払サイトも大きなポイントになりますので、一覽払条件を付与した取消不能信用状 (Irrevocable L/C At sight) での取引を行うこと以外には考えないほうがよいでしょう。上記 L/C の日本側での決済方法には、取立と買取という 2 つの方法が選択できます。

取立とは、輸出者が取引銀行に持ち込んだ L/C を発行した輸入者側の取引銀行に支払請求 (取り立て) を行い、現地銀行から日本側の銀行に代金が入金になった後に、輸入者に入金される形態をいいます。

買取とは、日本の銀行が現地銀行から代金が入金になる前に、日本の銀行が先に決済代金を輸入者に支払う形態をいいます。ただし、買取といっても実際には銀行が入金されるまで建て替え払いをしているだけなので、その間の金利が輸出者負担となります。また、何らかの理由で万が一決済できなかった場合には、買取であっても支払われた代金は返済しなければなりません。輸出者にとっては、決済代金がすぐに得られるため、キャッシュフローが楽になるメリットはありますが、その分金利など決済に係る手数料が取立の場合よりも高くなることを留意しておきましょう。

なお、銀行に取立依頼を行うにあたって必要な費用として、現地への郵便料 (数千円程度、国により異なります。)、取扱手数料 (5000 円程度) かかります。また、現地側の銀行から信用状を受取る際にも受取手数料が 6000 円程度 (銀行により異なります) がかかりますが、内容に一文字でもタイプミスがあるとアmendメント (訂正) を行う必要があります。アmendメント書類を受領する際に再度受取手数料の支払いが現地側の銀行から求められますので、L/C を現地取引先が組む前に、銀行への申請書類を事前にファクスしてもらい、チェックしてから発行してもらったほうが無難です。さらに、L/C 取立のための書類作成をフォワーダー業者に代行してもらう際には、書類作成の事務手数料

がかかります。海外からの現金送金の受領とは異なり、L/C 決済では高額な決済手数料が発生するため、L/C 決済を受け入れる場合は、L/C 決済に係る手数料を先方負担とすることを条件にしたほうがよいでしょう。

なお、L/C の取立を依頼する際に銀行に提出しなければならない書類として①L/C（信用状）の原本、②信用状月輸出手形取立依頼書（銀行によって様式が異なります。）、③輸出手形（2枚綴りの様式で、1枚目には200円の収入印紙をはり、2枚ともに署名をする。）、④B/L（Bill of Lading、船荷証券）、⑤インボイス、⑥パッキングリスト、⑦宣誓書などがありますが、詳しくは、取引銀行にお問い合わせください。

7. その他

(1) 切り花輸出における梱包方法について

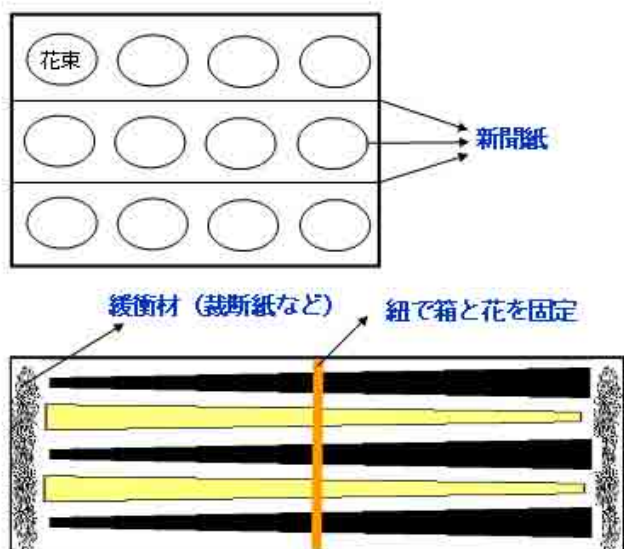
切花を輸出する際に、もっとも頭を悩ませるのは産地によって異なる出荷箱のサイズです。これが確定しないと運賃計算ができず、予測値で計算をすると大きな見込み違いにより運賃が持ち出しになることがあります。

このようなトラブルを避ける上でも、そして商品が長距離輸送される間の鮮度を保つためにも、本来は輸出向けにきちんと考慮されたパッキングを行い、輸出用の出荷箱の規格統一を図ることが今後の課題です。

既存の出荷箱を輸出に使う場合は、多くの場合は、国内販売向けの入数で出荷されているため、かなりの空きスペースが箱の中にあります。1本（鉢）あたりの運賃を下げるうえでも、できるだけ多くの本数（鉢数）を1箱の中に詰められるよう工夫することでコストダウンを図ることができます。

さらに、多くの商品を詰め込んだ場合でも、商品が蒸れたり傷ついたりしないよう、下記のような梱包を輸出者側で行うのが理想です。

■特に夏場の出荷では、産地からのトラック積み込み時、荷卸時に商品が結露する可能性が極めて高く、これが現地到着時の品質に大きく影響します。以下のような結露を防ぐとともに、花を傷めないパッキングを行う必要があります。



- 各束を新聞紙で巻き、かつ各層に新聞紙を敷く。
- 新聞紙で巻いた束を互い違いに収納し最大限の束数を入れる。
- 箱の両端に、シュレッダーを通した裁断紙のような緩衝材を入れ、頭突きを防ぐ。これは箱の両端の温度が高くなった場合の結露にも有効。
- 花は頭を交互に入れ、最大限の束数が入るようにする。
- 箱の中央部で商品と箱を紐で縛って固定し花の頭突きを防止。

図. 輸出用切花における輸送中の品質劣化を防ぐための梱包方法

引用元：平成17年度農林水産物海外販路確立対策委託事業実績報告書
(輸出定着事例確立対策(事例1)・農林水産省)

(2) 植木輸出における商品の前処理・積み込み作業について

植木を輸出するにあたっては、EU 向けのように栽培地検査を一定期間受ければ土がついたまま輸出できる相手国もあります。しかし、一般には、土をつけたままでの輸出は禁止されているため、EU 以外の国々へ合法的な輸出を行うためには、土壌を取り除いてピートモスなどに植え替えたうえで、一定期間馴化させる根圏処理が必要になります。

また、イタリア以外の EU 諸国においては、輸入検疫検査が厳しい場合が多く、現地での輸入検疫検査で線虫(ネマトーダ)が土壌中に発見されて輸入禁止となる事例も近年増加傾向にあります。輸入禁止となった場合は、現地で廃棄するか日本に送り返すかの2つの選択肢がありますが、いずれにしても多額の費用負担が発生しますので、イタリア以外の EU 諸国への輸出では人工土壌に移し替える根圏処理を行った商品を輸出するか、長年徹底的に線虫対策を実施した農場から輸出するとともに、輸出前に民間の検査機関で線虫がいるかどうかの検査を行った上で輸出するなどの対策を講じることが必要となります。

輸出前の根圏処理を行う方法として、下記のような前処理方法があります。この処理は出荷の直前に行うのではなく、新しい根が動き始めるまでの相当期間の処理が必要です。土を落とすために根を洗う際に根がかなりのダメージを受けている場合がありますので、急激な環境変化をさけるためにもすぐに輸出すべきではありません。



①根を洗い土質を除去する



②不織布の袋に木を収める



③新しい培土（ピートモス）に湿せる殺線虫剤を添加する

【用意するもの】

- ピートモス
- 殺線虫剤
- 消石灰（pH調整用）
- 不織布の袋（土の遮断用）

ピートモスは酸性のため、消石灰でpH調整を行う。pH4.5-5.5程度で植物の特性によって調整する。

【養生】

不織布袋を地面に埋めることで、給水の手間が省けるが、根が活着するまでは灌水を行ったほうがよい。

植物の状態にもよるが、3ヶ月もあれば新しい根が出てくる。6ヶ月を超えると、ピートモスが変性し始め、輸出相手国によっては土壌とみなされるので要注意。

【出荷前の掘上げ】

出荷時に表面の培土をはたくのは、不織布袋ぎわに万一線虫がいた場合に備えるため。特に米国向けには実施したい。

根巻き時に用いる培土にも殺線虫剤を用いる。



④ピートモスと殺線虫剤・消石灰（pH調整用）を混合



⑤地面に穴を掘り不織布袋ごと木を穴に納め培土を充填し口を縛る



⑥出荷前に掘上げ、表面の培土をはたく（根張りを確認）



⑦不織布袋の底辺に④と同じ組成のピートモスを敷く



⑧木を袋に格納し、ピートモスを詰めていく



⑨輸送用に根巻きを行う

図. 輸出する植木の根圏における前処理作業フロー

引用元：平成17年度農林水産物海外販路確立対策委託事業実績報告書（輸出定着事例確立対策（事例1）・農林水産省）



①殺線虫剤（ランネート800倍希釈液等）を準備



②薬剤にドブ漬けする



※欧州向けは1年目の栽培地検査が必要だが、土のまま輸出可。



③コンテナを積み込み場所にドレージ



④コンテナに積み込み



⑤積み込み終了後、殺虫剤を散布（輸送中に卵が孵化することに対処）



⑥コンテナをシールし、出発港へドレージ

■設定温度…冬季の落葉樹輸出は2℃程度、キャラ・キンメツゲ等は2℃程度、イヌマキは5℃程度、湿熱の場合は一番温度帯の高い商品に合わせる。高い温度では植物の呼吸活性が高まり欧州や米国輸送の長距離輸送には不適。春・秋・冬の中国向け輸出はオープントップコンテナで可。

図. 植木輸出時の積み込み作業フロー

引用元：平成17年度農林水産物海外販路確立対策委託事業実績報告書（輸出定着事例確立対策（事例1）・農林水産省）

8. 輸出手続き

(1) 必要手続き・書類一覧

■通常の切花・鉢物輸出（ワシントン条約非制限品）

- ・インボイス
- ・パッキングリスト
- ・日本政府発行の植物検疫検査合格証明書
- ・特定原産地証明*

*必要な国・地域のみ。今のところタイ以外では必要性が確認されていません。

■香港・オランダ等植物検疫証明書の添付を求められていない国・地域への切花輸出

- ・インボイス
- ・パッキングリスト

■中国・香港向け鉢物輸出（ワシントン条約非制限品）

- ・インボイス
- ・パッキングリスト
- ・日本政府発行の植物検疫検査合格証明書
- ・中国政府発行の現地バイヤーが取得した輸入許可書の写し（検疫要求事項の記載のあるもの。日本での植物検疫検査申請時に必要となります）
- ・梱包資材における非木材梱包声明書（次項に記入例があります）*
- ・原産地証明（輸出者発行のもので可）*

*中国本土への輸出にのみ求められている書類

■中国・香港向け鉢物輸出（ワシントン条約制限品）

- ・インボイス
- ・パッキングリスト
- ・日本政府発行の植物検疫検査合格証明書
- ・中国政府発行の現地バイヤーが取得した輸入許可書の写し（検疫要求事項の記載のあるもの。日本での植物検疫検査申請時に必要となります）
- ・CITES
- ・輸出承認申請書（CITES 申請時に同時申請します）
- ・梱包資材における非木材梱包声明書*
- ・原産地証明（輸出者発行のもので可）*

*中国本土への輸出にのみ求められている書類

資料：中国向け非木材梱包声明書の記入例

Japan Flower Promotion Co.,Ltd.
6-11, Higashi Nihombashi 3 Cho-me, Tokyo 103-0004 Japan
TEL: +81 3 3664 8739 FAX: +81 3 3664 8743
(輸出者名と住所記載のレターヘッドを作成)

DECLARATION OF NO-WOOD PAKING MATERIAL

Tokyo, 11th March, 2008
(記入日を記載)

To the service of China Entry and Exit Inspection and Quarantine:

It is declared that this shipment does not contain wood packing materials.

Remarks :

Invoice No. :	インボイス番号を記入
Invoice Dated :	インボイスの発行日を英語で記入
Commodity :	商品名を英語で記入 (例 : Cymbidium Hybrid)
Quantity :	カートン数と重量を記入 (例 : ○○Cartons/××kgs)
B/L No :	B/L 番号、発行日を英語で記入

Japan Flower Promotion Co.,Ltd.

サイン (手書きで署名)

Japan Flower Promotion Co., Ltd.

3-6-17, Higashinohonbashi, Chuo-ku, Tokyo 103-0004 Japan

Consignee:
○○○○ Orchid Inc.
○○○○○○○○ Los Angeles,

INVOICE

Invoice No. JFPC-2008-001
Invoice Date March 1st., 2008

Item	Quantity	Amount	Total Amount
(Currency: USD)			
<LIVE PLANTS>			
Cymbidium Hybrid	10	30	300
			plants
		<u>Total Quantity (Plants)</u>	10
		<u>Grand Total (USD)</u>	300

Condition: FOB Tokyo
Payment : T/T by chash in Advance

Buyer's confirmation
○○○○.Orchid Inc

Signature ここにバイヤーのサインをもらいます。

Date: ここにサインをした日付を書いてもらいます

Japan Flower Promotion Co., Ltd.

3-6-17, Higashinohonbashi, Chuo-ku, Tokyo 103-0004 Japan

Consignee:

○○○○ Orchid Inc.

○○○○○○○○ Los Angeles,

PACKING LIST

Invoice No. JFPC-2008-001

Invoice Date March 1st., 2008

Carton No.	Item	Quantity	Number of Boxes
	<LIVE PLANTS>		
1-10	Cymbidium Hybrid	10	10
			plants
		<u>Total Quantity (Plants)</u>	10
		<u>Total Number of Boxes</u>	10

Condition: FOB Tokyo

Payment : T/T by cash in Advance

(3) 料金算出方法 (容積重量等)

航空便での輸送で最も頭を悩ませるのは、運賃計算です。花き類の航空便輸出では、商品代金よりも運賃のほうが高いというケースが大半ですので、この計算を間違えると利益がでないどころか赤字の輸出となってしまうかねませんので、慎重に計算を行いましょう。

航空便での運賃計算方法は、実重量もしくは容積重量のいずれか大きい指標を用いて計算しますが、ほとんどのケースでは容積重量のほうが実重量よりも大きな数値となってしまうので、容積重量を正しく計算することがポイントです。計算式は下記のとおりです。

【容積重量の算出式】

$$\text{箱の縦サイズ (cm)} \times \text{横幅 (cm)} \times \text{高さ (cm)} \div 6000 \text{ (*注)}$$

例えば、幅 60cm、奥行き 50cm、高さ 80cm の箱にシンビジウムのアーチタイプを 1 鉢入れて輸送する場合、この箱の容積重量は $60 \times 50 \times 80 \div 6000 = 40\text{kg}$ となります。

気をつけなければならない点は、段ボールのサイズは内寸で計算して作られている点です。そのため、普通に気をつけておっても、1 辺あたり数ミリの狂いが出てきます。また、箱が膨らんでいたりテープ止めがきちんと折り目の位置でできてなくて 1 辺のサイズが膨らんでしまった場合には、空港での検尺時に同じ箱の規格すべての箱が実際よりも大きめな数字で容積カウントをされる恐れがあります。そのため、CIF や C&F 条件での輸出を行う関係で事前の運賃計算が必要となる場合には、若干のサイズ膨張を考慮したサイズを用いるとよよいでしょう。

たとえば、上記のシンビジウムの箱サイズが外寸で各辺 1 センチメートルずつくっってしまった場合の容積重量は、41.48 キログラムとなってしまいます。運賃が 1 キログラムあたり 500 円だとすると、このわずかな狂いだけで、見込み運賃よりも 1 箱当たり 740 円の負担増になってしまいます。1 鉢 7000 円程度のアーチタイプのシンビジウムの原価からすると、ここで 1 割以上の利益が消失してしまうことになるだけに、運賃計算には細心の注意が必要です。

(*注)

容積重量換算率： $6,000 \text{ cm}^3 = 1 \text{ kg}$

IATA (国際航空運送協会) のルールに基づき、通常、重量に応じて運賃が設定されているところ、軽量だが容積が大きい貨物については、IATA の容積重量換算率に基づき貨物の容積が重量に換算される。

9. 貿易における用語集（入門編・50音順）

インコタームズ（Incoterms）

International Rules for the Interpretations of Trade Terms の略で貿易取引条件に関する国際ルールとされています。インコタームズでは、国際取引で起こりうるトラブルの回避や対処のための条件が定められています。FOB、CIF、C&Fなどの条件は、このインコタームズに示されている国際的なルールであり、世界共通の呼称と解釈がなされています。

○インコタームズに定められている主な取引条件

Ex Works（EXW） 出荷工場渡し

Free Carrier（FCA） 出荷地運送人渡し

Free Alongside Ship（FAS） 本船船側渡し

Free On Board（FOB） 本船積込渡し

Cost and Freight（CFR） 運賃込（本線積込渡）

Cost Insurance and Freight（CIF） 運賃・保険料込（本船積込渡）

Delivered Duty Unpaid（DDU） 仕向地持込渡し 関税買い主負担（関税抜き）

Delivered Duty Paid（DDP） 仕向地持込渡し 関税売り主負担（関税込み）

※そのほかにも多数の条件がありますが、実際に使用されている条件は、FOB、CIF、C&Fの3条件が圧倒的多数を占めています。

インボイス（送り状、Invoice）

取引内容（品名、数量、価格、契約条件など）が記載された書類で、輸出される貨物の明細を示すとともに、輸出入申告作業や代金決済などもインボイスを用いて処理されています。国際貿易を行ううえで最も重要な書類ともいえます。

原産地証明書（Certificate of Origin）

輸出（輸入）する商品の原産国を証明した書類を指します。日本からの輸出では、商工会議所で発給を受けることができます。原産地証明書はすべての国に対して求められているわけでないため、事前に海外バイヤーに必要な有無を聞いておきましょう。また、中国向け輸出のように輸出者発行の原産地証明でも認められる場合があります。

植物検疫 (Plant Quarantine)

植物防疫法によって、日本に輸入する植物は、植物検疫受けることが義務付けられています。輸出においても相手先の国が輸出国による検査証明を求めている場合が多く、この場合は、日本での検査を受けて合格しないと輸出ができません。

植物検疫証明書 (Phytosanitary Certificate)

輸出国の植物検疫機関が発行する公的な検査合格証明書です。輸出相手国が証明書を求めている場合には、必ず植物検疫の検査を受けて合格証明書を取得し、輸入者に送付しなければなりません。

信用状 (L/C、Letter of Credit)

輸入者の依頼で銀行が発行する支払確約書のことで、発行銀行が商品代金の支払いを保証するものです。

ドレージ (Drayage)

商品を積み込む際にコンテナを陸上輸送することを指します。植木などの重量物は動かすことが難しいため、通常はコンテナを栽培地までドレージして栽培地でコンテナに積み込みます (→バンニング)。

パッキングリスト (Packing List)

梱包された商品の明細と箱番号などの荷印(SHIPPING マーク)などを記載した明細書。インボイスに荷印を記載して Invoice & Packing list という具合に兼用することもできる。

バンニング (Vanning)

輸出する商品をコンテナに積み込む作業のこと。コンテナから貨物を取り降ろすことをデバンニング (Devanning) という。

フォワーダー (Forwarder)

フォワーダーとは仲介人として輸送を手配し、関連する書類を作成する代理業者のことである。輸送方法やエリアにより更に業種分類されているが、一般的には国際輸送を取扱う業者を指す。

船荷証券 (B/L、Bill of Lading)

運送人が輸出者からの貨物を受け取り、船積みしたことを証明する書類。本来は海上輸送で使用する用語ですが、航空輸送における AWB のことも B/L と海上輸送の慣習に従って呼ぶことがあります。

保税地域 (Free Zone)

税関が管理する外国貨物（輸入通関を受けていない貨物や輸出通関が済んだ貨物）の保管や加工、展示などができる指定地域をさします。輸入した商品を関税を徴収されることなく保管することができる場所です。

保税倉庫 (Bonded Warehouse)

外国貨物のままで所定の期間貨物を蔵置できる倉庫を指します。輸出入される貨物の一時保管だけでなく、飛行機や船舶の乗継ぎで日本を經由して第三国へ向かう貨物の保管などに使われている場所です。

リーファーコンテナ (Reefer Container)

生鮮品（野菜、果物、肉、魚など）や他の低温保存を要する貨物を海上輸送するためのコンテナ。冷凍機が内臓されていて温度調節が自由に行えるコンテナです。

ワシントン条約 (Washington Convention)

絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約で、絶滅のおそれのある動植物の輸出入取引を規制するために制定されました。花き類では洋蘭類やサボテン類など、一部の商品がワシントン条約における規制対象品となっていますので、当該商品を輸出する際には輸出許可を受けるための事前申請が必要となります。

参考：情報収集に役立つウェブサイト等

=====

【農林水産物の輸出に関する政策等】

農林水産省／国際部 ウェブサイト

農林水産物の輸出に関する施策情報や新着報道発表等、最新の情報を閲覧できます。

<http://www.maff.go.jp/j/kokusai/index.html>

【農林水産物の輸出促進に関する情報】

農林水産省：農林水産物等の輸出促進対策 ウェブサイト（国際部）

農林水産物の輸出促進に関する最新情報や、海外報告書等を閲覧できます。

http://www.maff.go.jp/sogo_shokuryo/yusyutu.html

【海外ビジネス情報】

日本貿易振興機構（JETRO） ウェブサイト

各国の状況やビジネス情報などの情報を閲覧できます。

<http://www.jetro.go.jp/indexj.html>

【ワシントン条約（CITES）】

ワシントン条約（CITES）に関するウェブサイト（経済産業省）

ワシントン条約（CITES）該当品目の閲覧、申請用紙ダウンロードなどできます。

http://www.meti.go.jp/policy/boekikanri/pages/cites/cites_top_page.htm

【植物検疫所】

農林水産省 植物防疫所 ウェブサイト

輸出に必要な植物検査等に関する情報や統計データなど閲覧できます。

<http://www.pps.go.jp/>

【関税率の検索】

日本貿易振興機構（JETRO）「世界各国の関税率」

世界各国の関税率等を検索できます。使用には登録（無料）が必要です。

<http://www.jetro.go.jp/biz/tariff/>

【EPA 関税について】

経済連携協定（EPA）に基づく特定原産地証明書の発給手続きについて

（日本商工会議所）

EPA に関する情報や特定原産地証明書発給の手続きについて閲覧ができます。

<http://www.jcci.or.jp/gensanchi/index.htm>

=====

平成19年度みなぎる輸出活力誘発委託事業（花きの輸出促進）

日本産花き輸出マニュアル

発行 平成20年3月

委託先 財団法人日本花普及センター

〒103-0004 東京都中央区東日本橋3-6-17山一ビル4階

TEL 03-3664-8739

FAX 03-3664-8743